

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 10 集

1986

福岡

正誤表

	49	47	43	42	"	35	"	34	"	31	28	27	19	18	頁段行
圖4	下	上	下	上	上	上	上	圖	下	上	上	上	圖	上	上段行
	14	1	20	20	19			22	2	14	1	玄海灘	十日戒社	兩肌抜き	誤
一號櫻棺実測圖	銘文があるの	勇右衛門	嬉んで	喜んで	玄界灘	玄海島	玄海灘	美祢良久	不去鐵盜	不去鐵盜	美祢良久	玄界灘	十日戒社	兩肌脱ぎ	正
二號櫻棺実測圖	銘文があるもの	一八八二	勇右衛門	喜んで	玄界灘	玄界島	玄界灘	美祢良久	不去鐵盜	不去鐵盜	美祢良久	玄界灘	十日戒社	兩肌脱ぎ	正

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 10 集



1986

福岡

序

『福岡市立歴史資料館研究報告』は、昭和五〇年度に発行以来、今回で第一〇集を迎えることになります。

本書は、郷土・福岡の歴史に関する調査研究活動の成果を公表するもので、考古・歴史・民俗の各分野にわたって論考を重ねてきました。これまでに三〇を超えるテーマに取り組み、各集を問わず今なお在版の問い合わせが相次ぐなど、多くの方々から活用されている状況に接し、望外の喜びに存じます。

今後とも研鑽を重ね、充実した調査研究活動を行い、館活動に役立ててゆきたいと思います。

市民各位の一層の御指導と御協力を願い申し上げます。

昭和六一年三月三一日

福岡市立歴史資料館
館長 濱地 政右衛門

目 次

宮崎八幡宮の神幸行事	佐々木 哲哉	1
筑前盤の系譜	高田 茂広	27
文政五年三雲南小路免掘記録の新資料 —書類種別と免玉取の書状について—	塩屋 勝利	43
福岡市立歴史資料館研究報告総目次		53

筥崎八幡宮の神幸行事

佐々木 哲哉

まえがき

筥崎八幡宮旧暦八月の放生会には、属年御神幸の行事が執り行なわれて来た。古くは博多夷町の廟宮まで、海上渡御の御神幸であったのが、天正年中、戦乱による廟宮炎上とともに廃絶、元禄一四年（一七〇一）、神職等の願いにより神域内の松林に仮宮を設けて儀式が再興されたと伝えられる。

現在は一ト月遅れの九月の行事になっているが、一二日の日没とともに「お下り」があり、一三日は神輿が廟宮に一泊して、翌一四日の夜に「お上り」となる。近隣各地の神幸祭が、多くは昼間の行事で、神社とお旅所との間を行復するだけとなっているのに対し、筥崎宮のそれは、夜間の御神幸という点に古態をとどめ、神輿が長

時間かけて氏子地域を一巡しながら遷幸・還御を行なっているところに特色が見られる。しかも、筥崎宮の場合、元禄一四年八月の日付を記した木版刷の神幸繪図一巻と、奥付に「文化八年歲次辛未秋八月戊午日尾形愛遠謹書」とある「秋祭遷幸之圖」上・下二巻が保存されているが、その行列の模様を現行のものと比較するとき、神仏習合の時代における座主坊および社僧の供奉を除けば、殆どそのままに近い姿が現在に继承されているのを見ることができる。

神幸祭をはじめとする祭礼行事は、江戸期を通じ、各地で、神靈を迎えて齋戒記る敬虔な神事から、次第に風流や芸能にさまざまな趣向をこらした「見せる行事」への変化が見られる中で、筥崎宮の場合は神事再興以後に附加されたものの要素が極めて薄いといふことになろう。もともと、長い歳月の間における変遷は当然あり得る

ことで、それがここでは明治初年の神仏分離や神職の世襲廢止に伴う社僧・社家組織の解体、あるいは宗教法人化による氏子組織の再編成の過程で生じた行事の簡略化として現われており、戦後における共同体社会の変質が、さらにその傾向を助長しつつある。そこで、時期的に見てやや遅きに失したきらいはあるが、この際可能な限り時代を遡って変遷の過程をふまえながら、現段階における行事の大要を記録しておくこととした。

宮崎八幡宮と放生会

宮崎八幡宮の創始は延長元年（九三）と伝えられる。「宮崎官縁起」（『諸國縁起』所収、石清水文書）によれば、延喜廿一年（九二）六月廿一日、大宰少式蘇原真材朝臣に八幡大菩薩の託宣があつて、筑前國總波郡の大分宮を遷し、宮崎松原に新宮を造立したとある。その

託宣に、異国からの米寇に備え、社殿を西方新羅國の方角へ向けて

建て、礎石に敵國降伏の文字を書き神殿の下に置くべし、とあった

というところから推して、山城國に勧請された石清水八幡宮が王城

守護・國家鎮護の神に位置づけられたのと同じく、大宰府の守護

神、筑紫路の鎮守神として、大宰府の官人たちによって祀られたのが宮崎八幡宮ではなかつたかと思われる。

宮崎宮の名は、すでに「延喜式」神名帳に「那珂郡八幡大菩薩宮

一社大」と見え、地域の古社としての位置づけが与えられている

が、八幡神勧請以前の地域神については、それを裏付ける史料を欠

いている。「筑前國續風土記」には「社家者の説に天平寶字三年に創立ありといふ。是や實説ならん。」とあるが、その社家の説は「箱崎宮旧記抜書」にも見える「神功皇后が朝鮮國からの帰途、葦津浦と呼ばれていた此地に上陸し、戒・定・慧の三学（釋教）を収めた宮を埋め、しるしに松を植えたところから宮崎の名が生じたが、その標の松の上に八旗の瑞種が天降ったので天平寶字三年（七五九）宮居を造立した」という、旧來の地名伝説から出たもので、八幡大菩薩の垂迹をこそ語れ、地主神としての成立を示すものではない。結局のところ、大江匡房の「宮崎宮記」（『諸國縁起』所収、石清水文書）に「宮崎宮在西海道筑前國那珂郡、蓋八幡大菩薩之別宮也」とあるとおり、極めて早い時期から在来の地域神を包摂して、箱崎はもとより、広く筑紫路の鎮守神としての確固たる基盤を築いていたものと思われる。

時代はやや下るが文明十年（一四七〇）十月の「宮崎宮神事用途注文」（石清水文書）には、年間三十二度の祭事に関する神領地内の御供米食租が記されているが、その範囲は那珂郡・柏原郡をはじめ、席田郡・早良郡から嘉麻・種波郡にまで広がっている。「箱崎宮旧記抜書」（以下「旧記抜書」と略す）によれば、

当社の神領往昔甚多くして、九州の内所々にて數多の神領戸有けるとなり、しかるに足利将軍の末に成、大永の比より元龜・天正の末に至り、九州擾乱甚しくて神領等押領せられしといへとも、往古の地名を三分にして一は残れり、されば文明十年十月十五日大内政弘より、当社の神領筑前國早良郡倉光庄下庄七十町寄附有、永鑑二年三月廿五日筑前守野助權門、那珂郡にて百八拾町の地を寄せらる。

とあり、その後、文保元年（一五九一）には小早川隆景より筑前領内で千石の神領が寄せられたが、同四年豊臣秀吉によって五百石に減封、柏原郡箱崎村の内に限られ、それがそのまま黒田長政に授継がれて幕末期にまで及んでいる。現在箱崎宮の氏子地域のうち、上社家町・下社家町・馬場・宮前・前川・郷口を「社領六町」と称しているのがその名残りであろう。

社中の組織は「旧記抜書」に「座主坊大興山五智輪院彌勒寺」と号す、社坊十ヶ寺、社家七拾四人有、何も座主坊支配也」とあるが、座主坊以下の社坊は京都仁和寺（真言宗）の直末寺、大宮司以下の神職は京都吉田家の支配下に属し、幕末期に至るまで神仏兩部の機構が維持されて来た。ちなみに文化五年（一八〇〇）八月の「箱崎宮領高井一社中内割算」（田村大書司家文書）によれば、社坊は座主坊・赤幡坊・蓮城坊・円台坊・智禪坊・学頭坊・勧進坊・一乗坊・一御燈坊・二御燈坊の十カ寺、社家は大宮司・留守・執行・権大宮司（二家）・四ヶ所・祝部・一番・二番・三番・御油座・鉄座（三度）・鉢（三度）・権少官司（二度）・御炊（六家）・工匠・神別当・鍾撞の合計三八家が記されており、それぞれが勤めた社務の内容、および神仏分離の際における動向は、「神佛分離史料」所収の「箱崎宮神佛分離に關する調査」（筑紫類定氏撰）によって窺うことができる。

箱崎宮の年中諸祭については、これも「旧記抜書」に、

当社の祭礼神事他の社にかわり、禁裡の祭式に並び、是を執行せり、往昔六年中七十余度の祭礼神事ありしを、近代わざかに減し、正月元日、二月初卯、八月放生会、霜月初卯、十一月廿九日五ヶ度也。此外臨時祭正

月三日玉取祭、六月夏越祭あり、分て八月放生会を大祭とす。兩年に神幸有り、往昔ハ博多謀運として毎年新船三船作りて神輿を乗せ、志賀・博多に神幸ありしか、九州兵乱の比勢、いつとなく中絶したりしそ、元々年中国より再興有、今にゐるて愈る事なし。

とある。箱崎宮の神事に関する初見は「箱崎宮記」における「五月騎射、八月放生會、以之爲重事、云々」の記載であるが、平安末期に五月騎射祭と並んで八月放生會が存在していたということが知られるのみで、他の年中諸祭については触れるところがない。次いで前掲の「箱崎宮神事用達注文」があるが、これとても古帳に記されているという、三十二祭事、をあげてながら、一部を除いては單に月日を記しているのみで、中世における祭事の内容を示すに至っていない。年中諸祭の具体的な内容が初めて記述に現われて来るのは、江戸期に入つての「箱崎角盤」（寛保三年）「箱崎社鑑」（延享元年）からで、前掲の「箱崎宮神佛分離に關する調査」にも、「神社における佛教關係の祭禮行事儀式作法及び其變遷」の項に、一部ではあるが江戸期の仏神事に関する記載が見られる。「箱崎角盤」と「箱崎社鑑」は同時代のものであるが、それぞれ独自の記載が見られ、相互に補完しあうことによって寛保・延享期の様相が窺われるところから、これを併記し、それに文明十年の「箱崎宮神事用達注文」の記載（括弧内は譲役負担の神領地その他）を加えて作成したのが、次ページの別表「神仏分離以前における箱崎宮年中諸祭一覧」である。

この表を通して気づくことは、「旧記抜書」に「当社の祭礼神

別表 神仏分離以前における宮崎宮年中諸祭一覧

「宮崎宮神事用途注文」 (文明十年)	「宮崎鬼籠」 (寛保三年)	「宮崎社鑑」 (延享元年)	「神仏分離圖畫」 (明治二年)
正月一日 (早良那倉光役)	正月元日 三元祭(社官復舊 座主坊酒迎 神饌 神前説経 巫女神樂)	正月元日 玉取の祭	正月元旦 御供 神饌 大般若 神事出仕
二日 (座主院)	三日 (早良郡木名)	四日 (座主院)	一日 座主坊へ社人初入り
三日 (座主院)	四日 (座主院)	五日 (座主院)	三日 玉取御神事
五日 (大宮司御馬所)	六日 (座主院)	七日 駄便ノ祭	四日 座主坊へ社儀初入り
七日 (大宮司御馬所)	八日 (座主院)	十日 初会連歌(座主坊)	
八日 (座主院)	十日 初会連歌(座主坊)	十一日 承天寺僧徒勤行 工匠翁立儀式	
十三日 (那珂郡東郷)	十四日 斎の祭(義慈)	十四日 年始の御通祝言 節会の祝儀	十一日 承天寺勤行
十五日 (那珂郡御成免内)	十六日 踏歌ノ祭(廣地)	十三日 御本地講	十二日 連歌初御会(座主坊)
二月御神楽 (今高代)	二月初卯祭(賀木さゝ)	十四日 御宿開 星供修行	十三日 承天寺勤行
十五日六日 (譯役略)	二月初卯祭(莊煙)	十五日 御本地講 長謹所節会	十四日 御宿開 星供修行
三月三日 (柏原郡東郷)	三月三日 潮干の祭(廣地)	十八日 大般若祈福	十五日 御本地講 長謹所節会
三月三日 潮干の祭(廣地)			十六日 御宿開 星供修行

四月一日 衣替（今光院）

三日（那珂郡西郷）

八日（柏原郡西郷）

十五日（犬飼内）

五月五日（座主役）

六月一日（那珂郡西郷）

名越（那珂郡西郷）

七月七夕（那珂郡西郷）

十五日（柏原郡西郷他）

八月一日（那珂郡西郷他）

（那田内）

九月九日（青柳郷）

十五日 放生会（那田内）

九月九日 新嘗会（那田内）

八月十二日～十四日 節年御神幸

十五日 放生会供養 流鏑馬競

樂（御神幸なき年）

九月九日 新嘗会（那田内）

十一月 初卯祭（二月に同じ）

十二月十四日 御靈生会（那田内）

十五日 連歌会（那田内）

十月一日 衣更（柏原郡西郷）

十五日 名法花会（青柳郷他）

十一月 鶴待葉（青柳郷）

十二月十四日（柏原乙犬他）

十五日（柏原四月田）

廿九日 仲夏祭

三十日 年越祭

（深役祭）

五月 櫻月

月次の動行

朔日 大般若經説

十四日 連歌興行

十五日 御本地講 放生会

廿八日 不動講

右の外

二季彼岸中動行

夏中は法華經説

臨時の御祭礼

五月十五日騎射

六月晦日御祓

十一月一日 注連下し 神輿渡め

三日 流鏑馬花切

十二月～十四日 節年御神幸

十五日 放生会供養 流鏑馬競

樂五善（那田内）

九月九日 新嘗会（那田内）

十一月 初卯祭（二月に同じ）

十二月十四日 御靈生会連歌

十一月 下游 仲夏祭

月次の行事

朔日 大般若經

十四日 連歌会

十五日 放生会 本地講

事へ他の社にかわり、禁裡の祭式に並び、是を執行せり」とあるとおり、農耕や漁労などの生業に関する豊饒祈願を中心としたものである。そこで、八月の放生會は、久しく中絶せしを、延寶三年正月十五日、座主

わゆる土神的性格を持つ神社の祭祀とは、おのずからその趣を異にしていることである。近世すでに廃絶されているものも多いが、それをもとの形に復元してみると、筥崎宮では年間祭祀の軸をなしていたのが五節供と二季彼岸会、および二月・一月の初卯祭で、月例的には朔日と望日(十五日)の勤行が営まれながら、それらを総括する形で八月仲秋日の放生會が存在していたということになる。

五節供と二季彼岸会、および二月次朔望の勤行は、壇城鎮護、除疫、攘災を目的に勧請された仏教色の強い鎮守神祭祀の典型ともいえるもので、このうち五節供の行事は、鎮護国家的要素を持つ宮廷行事の中でもその中核に位置づけられていた。また、二月と一月の初卯祭は、八幡神が卯ノ年卯ノ月卯ノ日に宇佐彌形池の辺に示現し給うたとの由来にもとづくもので、放生會とともに八幡宮には久くとどきない祭祀である。このように眺めてみると、筥崎宮の年中諸祭は、極めて仏教色の濃い鎮守八幡神の性格を端的に示した祭祀構成をとっていたということになる。ただ一つ、正月三日の玉取祭(通称「玉せせり」)だけが、現在もなお氏子中心の祭りで、浜方と岡方による豐饒祈願の要素が見られるが、どちらかといえば、年初めのト占を意味する境外末社東比須神社の行事ではなかつたかと思われる。

そこで、八月仲秋日の放生會であるが、「筑前國權風土記」には、「八月の放生會は、久しく中絶せしを、延寶三年正月十五日、座主

筥崎宮の放生會に御神幸が復活したのは、まえがきにも記したように元禄一四年。「黒田家譜」にはそのことが次のように記さ

すなわち、往時の放生會は海上渡御の船神幸で、その際、四十五尾の紅魚を贊として神に供するという形であったことが窺われるが、「それむかしかたりとなりぬ。」とあることから、さきの延宝三年に復興されたという放生會には、海上渡御の御神幸という形がすでに消滅していたということになる。

筥崎宮の放生會に御神幸が復活したのは、まえがきにも記したように元禄一四年。「黒田家譜」にはそのことが次のように記さ

坊盛開始此事を再興せり。それより後、月ごとの十五日にをこたりなく放生會を行ふ。」とあり、扶桑略記に記載された宇佐八幡放生會の來由を引用したあとで、「箱崎宮を立られしは、はるかに後の事なれば、御社創立の時より放生會はれたるなるへし。昔より八幡宮の西北の方に放生池あり。」と記している。「筥崎宮記」に見える平安期の「八月放生會」がどのようなものであったかは知るべくもないが、「筥崎鬼籠」には語り継がれた盛時の放生會の模様が次のように記されている。

八月放生會は古時博多津の課役として、毎年新船三艘造りまるらせて神輿を乗せ奉り、衣冠の姓ひ日にかかやき音楽の声樂をとめ海上をひいかして、博多裏町(今西口)に渡御、浦うらの海人とも四十八尾の紅魚を奉幣に供へて神事をすゝめ奉る。又還幸の時ハ浮城ととまらせたまひて、暫く御安座しましましとなむ。然れども、いつの世にか断絶せしにや、名のみのこりてそれむかしかたりとなりぬ。行幸の跡へ今に博多に在り。東比須をまかれり。又浮城へ林木の中にそれとはかりに營みし小社あり。今奥浜方比須社と称す。又神幸の時御供を炊たる所を御供所と云。今町名となる。かかる古史をさへ知る人まれにしてむかしのはしくなむ。

れている。

箱崎の御宮ニいにしへハ八月祭禮の時、神幸有しか、いつの比よりか久しく其事無ぬ。社司の聖是をなき、去々年元禄二年ハ八幡宮御靈生より千五百年に相當りし故、此年より神幸の儀式を再興せん事をねかふ。網政開始ひ、久しく絶たるを興す事なれ、古禮を跡に考へ、其上ニ江戸へうかゝひなくて再興成たき由ニ延引せしめ玉ふ。然らへ神幸の事「先さしをき、千五百年に當れるしに」少便例を改め、濱の鳥居の邊に假殿をしつらひ、御輿と御劍はかり在此所にうちしません。散國略伏の折禮とり行ひ候「んよ」、社司よりわかひ申けられ、其事へ然るへき由にてゆるし始ひ、御宮を綱改り造らせ給ふ。今年に至り、江戸こうかへ始ひ、神輿の再興をゆるされる。然とも一年ハ神幸、一年ハものごとく流鏑馬・散樂を行ひ玉ふ。かくて今年始て神幸あり。新たに建てる假宮を御旅所とし、八月十三日の腰、神輿三社出発ありて、此假殿にうつらせ給ふ。十四日に本宮に還御あり。

この時に現在行なわれている隔年御神幸という形が生じているが、従前の博多澳浜恵比須社までの海上渡御に代わって、新たに設けられた箱崎浜の御旅所までの御神幸となつていて。そして、御神幸の行なわれない年には「もとのことく流鏑馬・散樂を行ひ玉ふ」とあるのが、延宝三年に再興された放生会のことをさしていことがある。「箱崎社鑑」には「二日から一四日にかけての御神幸のこと」と記されている。

翌十五日の早天に放生堂にて放生供養あり、魚鳥を放つ。月毎の放生も是に同じ。供養終て流鏑馬あり。當社の流鏑馬「他所に勝れて然もいかめし。國主より鳥毛の長柄日本出し玉ひて備となせり。又神幸を執行(セ)ざる年ハ流鏑馬終て猿樂五番あり、及相撲あり。相撲を多くかなべ士庶人の來り見る者若千なり。都て此放生會へ參觀の群衆をなすこと國中第一の盛況なり。十二日の頃より廿日過る頃まで後夜市立て、諸國の商人

まづひ来りさはかり廣き松原も所せままで幕引わたして宴席をひらき、或は磯邊に船をうかへて酒宴を催すし、或は歌舞遊藝の見物に耳目をよろこぼしめるなど「かさまさまの見しきいはむ方無し」。貢や名に負ふ秋の最中なれば甚はさらなり、明月白沙を照らさせハ恰も白銀の世界かとあやしまる。まことに是一歳の慶事此時になむ盛れりとおほゆ。かほとの祭事へ他所にも亦類ひ少くそあらぬ。

と、寛保年代における放生会の厭わいが、あたかも眼前にそれを見ることのよくな生き生きとした筆致で描かれている。つまるところ、近世に復興された菖蒲宮の放生会は、八月一五日に境内で放生供養が営まれ、そのあとに流鏑馬の行なわれるのを恒例とし、それに、一三・一四日(のちに一二日・一四日)にかけての御神幸と、一五日の狼狽とが、隔年交替で付随するという形をとっていたということになる。

明治初年、神仏分離令によって菖蒲宮は八幡大菩薩の称号を廢止、口頭により、石清水八幡宮の例に倣つて放生会を仲秋祭に改めよとの通達を受けた(『菖蒲宮文書』)。從来蓮城坊の請持であった月次の放生供養が廃せられ、八月一五日は仲秋祭として流鏑馬だけがその後しばらくは継承された(『神仏分離資料』)。しかし、江戸期を通じ、博多津中をも含めて近隣の人びとと密接なかかわりを持って来た放生会は、仲秋祭となつたのちにも、菖蒲のほうじょうや(放生会)の名で親しまれ、「菖蒲社鑑」に描かれている情景とは様変わりこそあれ、参道両側に立ち並ぶ露店を中心とする厭わいは、むしろ年毎に盛況さを加えているようにさえ受けられる。そうした中で、放生会の行事として、近世以降の古態を比較的にくずさず

継承されて来たと思われるが御神幸の行事であることから、以下その概要について報告することとした。

註

(1) 気葉文書「宮崎宮史跡」所収)。「于時文化六年巳九月奉之者也」とある。

(2) 鬼籠・社籠はともに宮崎宮官末水茂世編の「宮崎要記」(はしがしがき)に明治十二年十月一日とある。十箇に收録。「宮崎社籠」は自序の末尾に「延享元甲子八月望日屬奉大麻籠懸持書」とあるが、「鳥籠」は末尾に「貯保三百事目」とあるのみで筆者名は記されていない。おのおの別冊である。

(3) 「元正天皇御時、義光四年秋の比、大崩、日向、おほやけに從事らぬ者有しは、宇佐の羅官宣旨を承て草をおこし彼等を打平けぬ。時に大神託宣し給ふ。軍に多く人を殺せり、放生すへと宣ひしかば、これよりして諸々の放生會ははしまりしなり。」

(4) 「四十八尾の紅魚」は「梵經卷」の説く大乘戒の「四十八禁戒」に重複生具戒のあるところから出たものと思われる。八種の放生会は因われている生きものを解放してやるという仏の慈悲で説かれてゐるが、古来神の祭りに賛として獻する魚貝を城の池などに生かしておく風のあったものが、神社廟宇恩澤とともに放生池・放生会へと変わつていたとも言われている。

(5) 「博多本要錄」卷十三に「放生會御鳥御鑿張一卷百頁」としてこの事が記されている。

神幸行事の概要

氏子と氏子組織

現在、宮崎宮の氏子地域は、それを校区ごとに分けて、箱崎・宮

松・馬出・千代・吉塚・東吉塚の六校区となつてゐる。これを明治

二二年の町村合併以前の村に置き換えてみると、表柏屋郡箱崎村と

那珂郡堅柏村・馬出村にあたり、宮崎宮境内の両側面が旧柏屋郡と那珂郡の郡境になつてゐた。文献的には「筑前國續風土記拾遺」に

宮崎宮の氏子地域が記されているが、それによると、

柏屋郡箱崎村・本村・原田、枝葉浦分 凡四百五十軒

那珂郡堅柏村——本村及吉原口・水茶屋・下口・百間門、枝葉西堅柏村は

か三カ村

同 馬出村——箱崎八幡宮の敷地

とあるほか、博多市中で比恵川(石堂川)べりの、

北船町東側、東町上・下、浜口町上・下、浜口町中の東側、浜口町下の東側、西門町、中小路町、魚町上・下、蓮池町、堀町上・中・下、金屋町上・中・下、金屋町下、金屋町横町、宮内町、中石坂町、堅町浜、浜口浜東側、柳町、音賣堂町上・下

の各町が宮崎宮の氏子になつてゐる。このことについては、井上精三氏によつて「比恵川の流れをかえて石堂川とする以前に、このあたりが宮崎宮の氏子が住むところであった。石堂川ができるその後がはつきり博多津中になつても宮崎宮の氏子であり、現在でも宮崎宮におこもりをする町もある」との説明がなされているが(『福岡・博多の町名誌』一六八ページ)、往時博多澳浜裏比須社へ御神幸があり、その度、博多津中へも神輿の御巡幸があつたとの伝えも残つてゐるところから、当然考えられることである。ちなみに、幕末のもと推定される「御神幸諸種用帳」(宮崎宮文書)には、

一、銀額五百三拾式貢八百文完

一、同式百文貰三百文

右御飯屋通人夫誠

毛軒ニ付三百文宛切立

一、同式百九拾九貰七百文

右博多旧氏子町々ヨリ御神幸ニ付寄進

合計十五拾三貰八百文

と、御神幸に対する博多の氏子からの寄進が記されているが、旧氏子町々、とあるとおり、現在の氏子組織には、これら石堂川以西の各町は加わっていない。

宗教法人葛嶋宮の氏子組織は、氏子総代と責任役員から成り、はかに祭典の時にだけ奉仕する祭典委員が神社側から委嘱されている。氏子総代は校区ごとに町世話人の推薦で決められるが、現在は箱崎二名、筥松二名、馬出二〇名、千代二六名、吉塚一九名、東吉塚一八名の合計一二二名。多い時期には一五〇名ほどになっていたという。任期は三年。二月の新年祭に総代会があり、神社運営に関する総体的な協議がなされ、新旧交替もこの時に実行される。責任役員は各校区に一人ずつ計六名。氏子総代の中から選出される。宗教法人以前には参与と呼ばれていたが任期は二年。氏子会の常任委員的な機能をもって、當時神社側からの相談に預っている。

祭典委員は現在箱崎七名、筥松九名、馬出二名、千代・吉塚・東吉塚各一名の合計二名が委嘱されているが、一月三日の玉取祭、二月一七日の祈年祭、六月大祓、七月晦日の夏越祭、八月の仲秋祭（放生会）、一月二三日の新嘗祭、一二月大祓等、氏子の参加する主要祭典への奉仕が中心で、実質的な祭典運営に携わっている。二年に一度行なわれる御神幸祭でも中核的な役目を果たしているの

が祭典委員である。

祭礼組織と奉仕分担

神幸祭の祭礼組織は、神職・旧社家・氏子集団の三つに大別されるが、氏子集団はさらに旧社領と、田代から奉仕を受持つて来た氏子地域、およびその他の氏子地域で奉仕分担が分かれている。ここでは神職を除いて氏子集団と旧社家の奉仕について述べておきたい。

〔1〕氏子集団の奉仕

宮崎官の氏子地域のうち、上社家町・下社家町・宮前・馬場・前川・郷口を社領六町と呼んでいることは前述のとおりで、旧幕時代からの由緒が残され、祭礼の奉仕にあたっても、最も重要な鷹興丁の役を受持つてゐる。葛嶋宮の神輿は三座の祭神を当てて三体。一の戸・二の戸・三の戸と古い呼称で呼ばれている。鷹興丁は社領六町が、上社家町・宮前・馬場・下社家町・前川・郷口の三組に分かれ、この順番で毎年交替しながら一の戸・二の戸・三の戸に奉仕する。舁き手は一〇人。ほかに興丁取締二名、興丁頭二名が各組から出る。いずれも若手（青年）である。別に供奉の隨身二名（現在は子供）、提灯持二名（中年）が各組から出ることになつてゐる。

神幸行列の組立てについては後述するが、大別すれば先駆・三体の神輿・後駆の供奉に分けられる。供奉のうちでも各神輿の前につく籠・太鼓・薙子は、いわば供奉の中心的存在で、それを受持つのが古くからの氏子集落であった海門戸・米一丸・帝大前、および阿多田・小寺（以上箱崎）・寺中（馬出）の各町である。これらの分担は固定していく。

一の戸……鐘・太鼓—海門戸・獅子—海門戸・米一丸・帝大前

二の戸……鐘・太鼓—寺中・獅子—小寺

三の戸……鐘・太鼓—阿多田・獅子(二枚)—阿多田

ということになっている。このうち海門戸三町は、享保年間の飢饉で御神幸が途絶しようとした際に、単独でこれを継承したというところで、先導と一の戸の供奉に優先権が与えられたという。

その他では、網屋(旧来の浜方)が、一の戸から三の戸までの大拂・半月を、水茶屋が小拂と幡を受持つて来たが、やはり旧来の氏子地域ということからであろう。新しい氏子組織による分担は、六校区を馬出・吉塚・東吉塚・羅崎・宮松・千代の三組に分けて、一戸から三の戸までの白拂・小拂・大刀・弓・金幣を毎年交替して受持つことになっている。

②氏子集団における年齢階梯制 祭礼組織において見逃せないのが氏子集団における年齢階梯制である。各町内ごとに若干の相異が見られるが、ここでは典型例として海門戸の場合を取上げておきたい。海門戸三町では子供・若手・中年という三つの年齢集団が構成されてきた。子供は小学校一年(數え年七歳)から高等小学校二年(數え年一五歳)までで、数え年一六歳で若手に加入して以後は妻帯まで。妻帯すると中年となり、中年には年齢制限がない。神幸祭におけるそれぞれの役割は次のとおりである。

子供は四年生以上が神幸行列に参加、鐘・太鼓を受持つ。鐘・太鼓はかなりの重量があるので、年長の者が昇る。三年生以下は直接行列に参加しないので、町内で提灯をともして行列を迎える役を

勤めていたが、現在では御神幸の翌日(五日)に神社で子供会の提灯ともしをしている。

若手は現在では青年と呼ばれているが、これまでにも御神幸の奉仕では中抜的な役割を果たして来た。年齢順に、宰領・總取締・獅子取締・ハッ旗取締・大拂(火王・水主)取締・清道取締・賽錢取締および賽錢箱付・幡取締・太鼓取締の役割が定められ、以下賽錢箱一〇人、清道二人、大拂一人、ハッ旗八人、獅子五人が割当てられる。宰領には年頭の者があるが、一の戸の宰領が神幸行列全体の指揮を執ることになるので、重い責任が課せられていた。現在は青年の数が少なくなった関係で、この役割分担がかなり崩れ、鐘・太鼓を青年が昇りだり、賽錢箱が子供の受持になったりしている。

中年は一応若手を上った順位格に位置するが、行列には若手の補佐役としてハッ旗に一人、大拂に四人、清道に六人が付く。古くは中年がハッ旗・大拂・清道を持ち、若手が交替要員になっていたともいう。役割以外のものは全員が白丁を着てお供の行列に加わるのが慣例で、男の氏子全員が神幸行列に参加するという気風が長く続いている。

③旧社家による奉仕 箕輪宮の社家については、さきに文化五年の幸行事の奉仕を続けているものに、飾職・御炊・伶人の組織がある。これらは前掲の「箕輪宮領高井一社中内割覚」に、

鉢人 柴田善右衛門 中村市三郎 西田久之丞
戸簾幸太夫 戸簾伊太夫 高橋善太夫 戸簾利太夫 戸簾豊太夫
古田重太夫

とあって、鈴職三家、伶人三家、御炊六家が代々世襲制を原則に奉仕を勤めて来たと思われるが、幕末から明治期にかけて、その世襲制にもかなりの変動があつたものようである。奉仕の具体的な点については後述のこととして、ここでは各組織の現況と奉仕分担をしておきたい。

鈴職は、現在、柴田玉樹家（馬出）と有馬栄一家（下社家町）で奉仕。神輿の飾り付けその他神輿に関する一切の責任を持ち、神幸行列には駒形（子供が持つ）とともに供奉する。

御炊は祭典における神饌の調製が役目で、從来鶴田一統と戸簾一家で奉仕。熱饌を鶴田家、野菜盛りを戸簾家で受持つて来たといふ。この点に史料とのくい違いが見られるが、明治以降に起きた変動であろう。現在では戸簾家が御炊を離れたため、野菜盛りを神社でするようになっており、鶴田家も、昭和四〇年代から熱饌の奉仕をして来た鶴田善次氏が、高齢を理由に昭和六〇年の御神幸から御炊を辞退している。

伶人は、現在、箱崎・馬出上・馬出下の三座があり、御神幸行事における奏楽を受持ち、行列には一の戸に箱崎、二の戸に馬出上、三の戸に馬出下が付いている。以前には網屋にも伶人座があつたが、明治二三年に解散したので、それが馬出上・下に受継がれたという。前掲史料に「鉢人」として三家が記されているのは、おそらく

く箱崎・網屋・馬出の三座をさしていたものと思われる。三座とも現在では全く世襲制をとっていないが、箱崎伶人座に、むかしは柴田家の受持であったという伝承のがあるのが、その名残りであろう。

三座の中でもっとも活発な活動を続けているのが箱崎伶人座で、座員も二五名と三座中もっとも多い。加入は任意、座員の推薦により、本人と親との相談の上で決める。神幸行列では一戸に付き、一二日のお下りでは出発の時から一戸が御仮屋に入るまで、一日のお上りには出発から本宮還御後の神靈還しまでの奏楽を受持つ。「筑前國續風土記」に、

社家の聲歌人、音楽を學び古より伶官、寶永二年の秋より神幸にて初めて是を奏す。神殿及御行宮にて、笛・笙・革鼓・太鼓・羽絃・鉦・鼓皆備れり。途中にては、神輿に先立て是を奏す。

あるが、現在では羽絃・鉦・鼓は用いられていない。越天樂・五常樂・賀殿・鷺頭・陵王等の曲目を奏し、御神幸以外にも宮崎宮における年中諸祭の奏楽に奉仕している。昭和以後の一連の歩みを記したものに「宮崎宮伶人座箱崎組の歩み」（昭和四八年一月）がある。

祭礼準備

(1) 各種打合せと事前準備 現在、御神幸が陽曆九月一二日から一四日にかけて行なわれていて、祭礼の準備には七月下旬ごろから入り、御輿丁世話人会（七月二〇日ごろ）、供奉世話人会（七月三日ごろ）、祭典委員会・責任役員会・氏子総代会（八月上・中旬）等の会合が相次ぐ。御輿丁世話人会は、社領大町の町世話人によつてそ年の一の戸から三の戸までの神輿の受持割当てが確認される。そ

の他、各町内における駕岡丁ほかの人数割当て、白丁・法被・提灯等の員数確認、日程打合せ等がなされる。供奉世話人会もほぼ同様で、供奉町内の世話人によつて供奉道具の割当て等、細かな打合せがなされる。祭典委員・責任役員・総代会は祭礼行事運営に関する打合せが中心となる。すべての打合せが終わると、八月下旬、奉仕の各町内に諸道具渡し（燈・太鼓・獅子・棒台・白丁その他の装束・持物）が行なわれる。

伶人座の奏楽も、雅崎、馬出上・下の各組ごとに七月前後から練習に入る。それぞれが職業を持っている関係で練習は夜間。箱崎組の場合、八月までは中・下旬のうち一週間、全員による練習日をとり、九月に入る毎日練習を重ねる。

節義では九月一日の神輿潔めを前に、神輿に運ぶ御神体の下に敷く、細草座^{こざざ}が、有馬氏によつて編まれる。茅萱^{ちやく}を蘆編^{らみ}で編み、四方ほど三枚作る。最近では茅萱が少くなつたので、柏屋郡あたりまで採りに行くといつ。

[2]注連下しと神輿潔め 九月一日の早朝（午前四時～五時）、子供たちが神幸行事の始まりを告げる般れ鐘を叩いて神社の周囲を回る。神事の行なわれる神聖な場所や神具に結界を限る。^{注連下し}。は、神社側で用意した注連を氏子の町世話人が次の各所に掛けける。

境内一一の鳥居裏の鳥居 破魔籠門（外側三カ所） 神輿庫 菖蒲 湖井
鏡所 守礼所 社務所大玄関 社務所文閑（左右二カ所） 埋所 湖井
台（二カ所） 総合（十カ所） 東門入口 西門入口 海門戸（東西
境外一神社前の道戸（南北の馬出・馬場との境界二カ所） 海門戸（東西
南北の境界四カ所） 阿多田（東西の境界二カ所） 小寺（南北の境界

ほか三カ所） 錦織家（三カ所）
神異一獅子台（四台） 案・太鼓台（三台）

注連縄は柏屋郡古賀町の波田啓一家が代々奉仕して継つてくれてゐる。また、この日、神幸行列に網屋町が供奉する大神三本を、柏屋郡柏屋町内橋の熊野神社から迎える。現在はこちらから黄いに行くが、以前は内橋の人が奉納してくれるのを迎えていたといふ。内橋の熊野神社は「旧記抜書」その他江戸期の記録に、舊崎宮の境外末社としてあげられており、古賀町からの注連縄寄進とともに、往時の神領とのかかわりを残した伝承といえよう。

神輿の飾付けは、一日の午前中、飾職の柴田・有馬兩氏によつてなされる。飾付道具は仕舞箱に入れて神輿の台下に収納、神鏡は御神鏡箱四箱に収められているのを出して、員数を改めたのち、神輿車横の回廊に籠を敷いて神鏡を磨く。神鏡は三枚を一連とし、神輿の四面に三連ずつ下げるのと、一の戸だけで三六枚、三の戸まで

一〇八枚。御神幸のある年にだけ磨く。鏡を磨き終ると神輿の下部に水引幕を回す。一の戸が黄色、二の戸が紫、三の戸が緑。柄に波形模様が白く染抜いてある。水引幕は左後方から右廻りに一巡させ。次に、神輿の上面に戸張を掛ける。赤地に錦で菊と五七の桐の紋が刺繍されており、正面より右回りに掛け、同じく一巡させる。次いで直徑三丈^{三丈}などの赤房の絨を神輿の四隅から屏き棒へと掛けす。屏き棒の金具のところで房が外に向くよう、紐は外向きに蝶結状に巻く。終わって屏間の真上あたりの位置に鈴を取り付け、神鏡を四面に三連ずつ掛け、屋根の四隅に受けたゼンマイ（麻手）

を上にあげて寝名を下げるが、あとは神輿の屋根に鳳凰を取付けるだけとなる。飾職が工藝製をとつて来ただけに、これらの飾付作法は嚴格で、柴田氏によつてその手順を記した書付が用意されている。

神輿深めは一日の夕刻、箱崎浜で行なわれる。午後五時半ごろ、触れ太鼓・鑼を合図に氏子総代、駕輿丁、供奉町内の若手取締等が神社に集合、駕輿丁が御祓を受けたのち、神輿庫から神輿を昇出し、楼門前で一の戸・二の戸・三の戸の順に行列をつくり、それに鐘・太鼓が付いて、午後六時、箱崎浦の御潮井浜へと向かう。浜では海に面して右より一の戸・二の戸・三の戸の順に並び、神輿の右側に輿丁・祭典委員・總代、左側に供奉町内の若手が整列、神輿深めの神事が執行される。終祓・祝詞奏上のあと、神輿・神轍・輿丁・氏子の順に御祓がなされると、神輿の前面の戸張を上げて扉が開かれ、飾職が御草座と潮井テボを手にして波打際に行き、御草座の先端を海水に浸し、浜砂を潮井テボに採つてそれで神輿を深め、次に一の戸から順に神輿の床に御草座を敷いて閉扉、神事を終わる。帰路は往路と同じ順序で行列を組み、本宮に帰着。神輿は再び神輿庫に安置される。その間約一時間。

(3) 神事における深め祓えと香取
神事執行にあたつては、蒸場・神具等の深め祓えをしたのち、結界を限るのはもちろん、神事に携わる者一同にも厳重な斎戒の課せられるのが慣例である。宮崎宮の場合でも、注連下しと神輿深めに一應深め祓えの形式が踏まれているが、すでにかなり簡略化されており、注連下しに先立つ潮井採り等による祓えの行事も消滅、神輿深めにしても、御祓のあとで飾職が

御草座の先端を潮に浸し、神輿に潮井を振るだけという形ばかりのことになっている。また、神事に携わるものの中でも、例えば飾職には御輿飾りの前に入浴したり、神輿の出御にあたつて神職以下、駕輿丁や供奉の者たちが御祓を受けることは行なわれているが、以前にはもっと厳しい深斎があつたのではないかと思われる。極く限られた史料ではあるが、寛保元年(1742)七月二日の「笠崎宮末社通宮記録」(宮崎宮文書)に、権小宮司・銘庭・御炊・神楽座等の社家に対し、「三日別火十五人、一日別火三拾武人」と、一人一日三分の別火料を支払つている記事が見られ、別火精進の行なわれていた形跡が窺われる。別火精進は、現在太宰府天満宮や志賀海神社で、神事に携わる若者の深斎の形として伝存されているが、禊ぎをしたのち、家族とは食事の火を別にして精進小屋に籠り、一切の穀物を絶つという形のもので、笠崎宮でもそれが行なっていたといふことは、むしろ当然といわねばなるまい。それらが消滅しているのは、神事の簡略化というよりも、忌懼念の稀薄化を意味するものといえよう。

(4) 飾職の深め祓え
御神幸期間中における献饌は、一二日が未明(午前三時)の神靈遷しと午後三時の夕御饌を本宮で、一三・一四日両日は午前十時と午後三時の朝・夕御饌を浜の宮で行なうことになつてゐる。神饌は、御米のか、御神酒・肴・野菜・果物・塩と水の五種がそれぞれ三座分供えられるが、一二日の神靈遷しの時だけは御米に替えてオゴクゴと呼ばれる熟飯(御飯盛り)が供えられる。神饌の調整はいすれの場合も御炊の役目で、熟飯が鶴田家、野菜盛りが

戸簾家の受持であったのは前述のとおりである。肴・野菜・果物は從来馬出の小車家から献上されるものを戸簾氏が貢付けていたが、戸簾家の辞退によって現在は神職がこれを行なっている。熱饅は、一日の夕刻、賄舎で二升二合の御飯を炊いて神饅所へと運び、御炊が曲物の台（円形の盆）に三座分を等量に盛り分ける。杓子でつぎ分けながら上を押え、一台ずつ高さ一五センチほどの円錐形に盛り上げ、それに五本の注連縄を掛ける。注連縄は綿に綺わす、新葉一本をすこいで根元を結び合わせたものを五組、最初の三本を結び目を手前にして御供（御飯盛り）に掛け、反対側で縫って余った穗先を上に立てる。次に残りの二本を、前とは反対側から回して三本の間に掛け、先端を同じく向い側で縫って穗先を立て、最後に上部で五本の穗先を括る。でき上がったオゴクゴは三方に載せられるが、三本の幕の結び目のある方が表で、二本の方が裏となる。神饅の調整にあたって、御炊は入浴をして身を潔め、白丁をまとめて鳥帽子をつけ、口を白布で覆って鄭重にこれを行なう。

御 神 幸

宮崎宮放生会に御神幸が復活した元禄一四年、「黒田家譜」は八月一三・四両日にそれが執行されたことを記しており、同じ元禄期の「筑前國續風土記」にも「八月十三日の朝、祐興三社出御、十四日の夜還御あり。其儀式類にきはし」とある。それが寛保三年の「宮崎鬼籠」になると「十二日の中に出御有て十三日より十四日まで假殿にとまらせたまひ則其夜還幸まします」と、一二日出御、一四日還御ということになっている。御旅所に神輿が二泊すること

は、他社の御神幸からすれば異例のことであるが、その理由付けとなるものに、筑紫額定氏が『宮崎旧誌』（大正十年）に引用している社伝がある。すなわち「神幸ニ付古書ニ」として、

古來八月十二日新義新出來後テ志賀島御渡河御船路博多浜口浜ノ御旅殿ニ御遷座（唯今豊比須社ト相成）、翌十三日夕辻ノ堂御旅殿ニ御遷座（唯今若八幡之社ト相成、右御旅殿御供預所モ御座候）。右今以博多御供所ト申ス町名ニ相成候然、翌十四日夕浮城御遷座、十五日ノ朝放生・流鏑・能實行等相済、同夕遷御座候。云々

とあるもので、これによれば、戦乱による断絶以前の姿が、一二日に博多浜口浜の御旅殿、一三日に辻ノ堂御旅殿、そして一四日は浮城に御遷座があって、一五日朝に放生会という順序を踏んでいたことになる。海上渡御の際に放生神事が行なわれたよう記されている。「宮崎鬼籠」の記載とのくいもあり、必ずしもすべてに信が置けないまでも、一つの伝承として無視できないものをもつてゐる。しかもこれらが社伝に故実として語られていることから、御神幸復活後のいすれかの時期に、浜口浜・辻ノ堂御旅所御遷座のどちらかをとつて、箱崎浜原宮における二泊という形が生じたとも考えられる。いずれにせよ、現在の御神幸においては、この頓宮一泊の形がそのまま沿襲されている。

[1]初日祭・神靈還し 現在では隔年に九月二日の早朝、宮崎宮本殿で御神幸初日祭と神輿への神靈還しの儀が執行される。

楼門内、拜殿左側の白砂利を敷きつめた神苑の神殿寄りに、三個の御供檻が並べられ、御炊（現在は神饅）が付添い、その後ろに白衣・鳥帽子姿の伶人（箱崎組）が位置を占め、右後方には同じ衣

帯の飾職四人（柴田家・有馬家）が様に棒の幣を差し提灯（飾職）を手にして従う。その後方の回廊には白衣・白袴・白足袋の鷺興丁三十人が鳥帽子をつけて居並び、棲門左手の回廊にはこれも白衣・白袴の祭典委員が列席する。午前三時、太鼓の合図で官司以下十名の神職が入場、初日祭の儀式が執行される。神事は修祓から。御供檻の蓋を開けて神饌の御祓、次いで神職・正面・伶人・飾職・鷺興丁・祭典委員の順に御祓が終ると、官司が昇殿して一の戸から順に開扉、警蹕の声が長く尾を曳く。続いて獻饌。神職により神殿内に深め萬葉が敷かれ神饌の台が置かれる。御供は御供檻から神饌を取り出し、先ず手長（神職）がそれを受け、以下の戸まで立ち並んだ神職に手渡されながら神殿内に供えられる。伝供と呼ばれる作法である。熟饌・御神酒に水と塩・鰯（ナマノクサケ）。野菜・果物の順で、五台の神饌が三の戸まで供えられる。開扉から獻饌までの間、伶人により雅楽の貢饌が奏せられる。獻饌が終わると、官司によって今日より七日七夜の仲秋祭々典が執行される旨の祝詞が奏上され、列席者による玉串奉奠がすむと直ちに撤饌、再び伶人による奏樂のうちに、三の戸から獻饌とは逆の順序で神饌が撤せられ、御供檻に納められ、神殿内部の御供台・深め萬葉が撤去されて初日祭の神事を終了する。その間約四十分。続いて神靈通し。齋主（官司）が「安らかに神興に遷り給え」と祝詞を奏上し終ると、神職が昇殿、一の戸から三の戸までの内陣に入り、箱崎伶人座も昇殿して神殿の左側廊下に位置する。合図によって、鷺興丁が神殿背後の神輿庫から一の戸を先頭に神輿を押き出すと、神殿の

横に待受けた飾職が一休すつ神輿の屋根に鳳凰を取付ける。取付けを終わった神輿が、一の戸から順に昇殿して先端を内陣に入れ終われると、鷺興丁は階段を降りて神苑に整列。「消燈」の声とともに内陣をはじめ一切の灯火が消され棲門も閉じられると、漆黒の闇となる。伶人の奏する樂の音が一きわ壯麗の趣きを漂わせる中に、内陣では微かな明りが明滅、警蹕の声が尾を引いて神靈が神輿に遷られたことを告げる。奏樂が終わり、「点火」の声で棲門が明るくなると鷺興丁が神殿から神輿を降し、拝殿に退して正面を棲門側へ向け、左から一の戸・二の戸・三の戸の順に安置、神輿への玉串奉奠をもって神靈遷しの儀式が終わるころには時刻はほぼ午前四時を回っている。いずれの神社においても、神輿への神靈遷しは秘儀とされているが、宮崎宮の場合それが午前三時から四時までの間、しかも漆黒の闇の中で神祕の趣きを漂わせながら執行されるところに、神事本来の古態が保たれているといえよう。「宮崎社鑑」にもこの神靈遷しの模様が記されているが、

十二日、夜丑ノ刻はなりに遷宮の規式を執行ふ。三社の神輿を庭上の御床に昇すべ、白衣の雜事をはり、神官・社僧あらかじめ蒼戎して神体を移し奉らむとする時、折を打て社迎を静めり。又四門を堅め往来の人をとどめ、暫く内外の御燈を消す。御床に伶人樂を奏す。此時神体神輿に移ります。又斧を打、内外の御燈を燃し、神輿を昇拂て御休所に暫く留ませ給ひて、丑ノ申刻ばかりに出御有。

と、現行のものとの間に若干の違いはあるにしても、その雰囲気たるや驚くほど似通つたものを持っている。

ら、首筋宮の周辺には御神幸の始まりを告げる一点二打の触れ鐘の音が鳴り響く。

海門戸・阿多田・小寺・寺中の若者と子供たちである。黒地木綿の背中に白く、獅子若の染抜きをした法被をまとつた若手、白丁・白袴姿の中年、供奉の人びとが三々五々境内に収集する。その一人、川島甚五郎氏（大正二年生）の談。

私どもが子供のころは夜中の三時ごろ出発して、曉方の五時ごろ御仮屋に着いていました。出発前に子供たちが一番触れ、二番触れ、三番触れの鐘を叩いていましたが、一の戸（海門戸）の子供の受持でした。「一番触れでござりますカンカン」「二番触れでござりますカンカン」と、行列の道筋を叩いて回ったのです。むかしは家の表に英靈を敷いて土下座をして御神輿を拝んだもので、二階から行列を見ることなどはとてもできませんでした。

現行御神幸の出発は、お下りが午後六時半。出発前に一の戸の供奉の人びとが御祓を受け、境内では御発祭が執行される。修祓・祝詞奏上・玉串奉奠と、一とおりの神事が終わると、拝殿に安置されていた神輿が出御、飾職に先導されながら境内に設けられた神輿台に一の戸から順に載せられ、行列の整うのを待つ。その間、触れ鐘が絶え間なく打ち続けられ、行列取締りによつて隊列が整えられる、定刻、花火の合図で発御、境内を出て馬通りへ向けての御神幸お下りが始まる。現在の行列順序は下に示すとおりである。

大きく分けて先駆・三体の神輿・後続の三つの集團から構成されているが、その中心は三体の神輿で、それぞれに供奉がついている。分担はさきの「祭礼組織と奉仕分担」（九一ページ）に触れたおりで、海門戸三町が一の戸の供奉と行列全体の幸配を勤め

御神幸（右下り）行列順序　昭和五十八年

先導 振灯 先駆 神輿 獅子馬 鐘 海門戸
提灯 赤地菊花御紋高張 太鼓 招福馬 鎖旗（消防団）

清道（海門戸）水王 ハッ旗（海門戸）下戸 白幡古坂出 小神 同 太刀 上 司 同

火王 ハッ旗（海門戸）下戸 白幡古坂出 東吉澤 小神 同 太刀 上 司 同

金幣吉（坂出）太鼓屋 半月 上 横笛 管絃箱（海門戸）指羽（海門戸）
支子（坂出）太鼓屋 半月 上 横笛 管絃箱（海門戸）指羽（海門戸）
（支子）米一丸前 伶人 韻（海門戸）指羽（海門戸）

隨身 御跡座形（海門戸）一ノ戸神輿 紫拿 権宮司馬 氏子（海門戸）指羽（海門戸）
（支子）米一丸前 伶人 韵（海門戸）指羽（海門戸）

雅兒 上 下戸 鐘 中 白幡 宮松 小柄 同 太刀 上 弓 上 金幣上 大神屋
同 以二 太鼓寺 同 伶人 出 小鉢 隨身 御跡座形（海門戸）指羽（海門戸）

半月 同 布袋屋 小寺 伶人 出 小鉢 隨身 御跡座形（海門戸）指羽（海門戸）
（支子）米一丸前 伶人 韵（海門戸）指羽（海門戸）

雅拿 紫拿 馬 氏子（海門戸）指羽（海門戸）
（支子）米一丸前 伶人 韵（海門戸）指羽（海門戸）

弓 同 金幣上 大神屋 半月 同 布袋屋（二ノ戸）馬出 伶人 出 小鉢 隨身
（支子）米一丸前 伶人 韵（海門戸）指羽（海門戸）

御跡形（海門戸）指羽（海門戸）
馬形（海門戸）指羽（海門戸）

雅拿 紫拿 馬 氏子（海門戸）指羽（海門戸）
（支子）米一丸前 伶人 韵（海門戸）指羽（海門戸）

雅兒代 後駆神輿 馬 一般供奉者

る。海門戸町・米一丸町・帝大前町と大きく墨書きした高張提灯二つを掲げて先頭に立ち、一の戸の鐘・太鼓を持って先駆団に加わる。清道旗・火王水王・八ツ旗もすべて三町の受持ちである。先導提灯に続いて先駆神職、鐘・太鼓のあとには役司（神職）とともに騎馬で従い、役司は巡幸の途中、辻々で紙の切幣を撒き、巡路を潔めてゆく。文化八年の「秋祭巡幸之圖」（以下「絵図」と略記）では、この先駆団が、先導提灯・鐘・太鼓・火王水王・旅幣・清道旗・ハッ旗の順で、そのあとに座主坊以下の社僧が五台の輿と徒歩で長い供揃えを従えている。現在ではそれに替わるものとして、錦旗と纏を持った消防団とボーカスカウトが加わっている。

神輿の供奉は一の戸の鐘・太鼓を別とすれば三体ともに共通で、これを「絵図」と比較してみると、主要な部分において江戸期のそれを継承しているのが窺われる。「絵図」では先駆団に続いて、伶人 小幡 雄鷹の獅子 小鉢 檻 弓矢 太刀 蕎士 白帯 大幡 駒形 附身 鐘杖持 巫女 経僧 一の戸神輿 神職 鋏職 細傘 氏子 一の戸後詰 の順で二の戸に移っているが、獅子・小鉢以下（櫛を除く）は三の戸まで同じ。そのあとに神馬が続き、騎馬神職（七轡）が台車・長刀・抜箱の供揃えで供奉、後詰に再び鐘・太鼓が付いて、社家・後詰の警固となっている。現行のものは僧職・巫女・藩士の供奉がなくなったかわりに、伶人と鐘・太鼓および騎馬神職が、三体の神輿にそれぞ付き、後詰は一般氏子が勤めている。また、「絵図」では雌雄二頭の獅子が母衣を纏つた姿で描かれているのが、現在では

子頭を帯帛の合に飾って曳くだけとなっていること、随身や駒形などが子供の奉仕となっていることなどにも変遷のあが見られる。

御神幸の順路は、現在、馬出から大字通りを西南に下り、石堂川べりから巡路を東に転じて千代町の旧道を千代森神社（旧妙見社）へと抜け、妙見交叉点から国鉄鹿児島本線のガードを越えて、先頭が吉塚本町に着いたところで一旦休息をとる。以前、吉塚に御駐輶のあった名残りとも聞く。休息後は妙見交叉点へと折返し、吉塚駅前を北へ進み、国鉄箱崎駅前から宮小路へと左折、再び宮崎宮前に出て、鳥居前を馬場町へと向かい、一の戸が玉取恵比須社の前に来たところで再び休息。子供たちは振り飯の接待を受け、若手は料亭・あと山で休息をとる。その間、一の戸の鐘・太鼓だけは阿多田・小寺・海門戸一円を駆け巡り、休みなく触れ鐘を叩いて回る。約三十分の休憩をとった再び神輿が動き出す頃、時刻はすでに午後十時を回っている。行列は九大前バス停から旧堀小路を抜け、一光寺の突当りから左折し、南海門戸を経て細屋町に入り、車橋組音から御茶屋趾の小路へと右折、網屋天神の角を左に折れて直進すると、露天市の立並ぶ参道へと出る。この長い行程の間、沿道の家々から御神幸を迎える人びとが表へ出て神輿を拝み、子供が奉持する賽銭箱に御賽銭を入れる。ことに行列が馬場から阿多田・小寺・堅小路・海門戸・網屋の各町内を通過するあたりでは、古い町並の軒別に門提灯が下げられ、触れ鐘を合図に戸口へ出て御神幸を待受けていた人びとの、家の前を通り過ぎる神輿を伏し拝む姿がいかにも敬虔そのものとして目に映る。参道の手前、網屋新屋敷のあたりで行

列は一旦停止、鐘・太鼓・獅子をはじめとする供奉の若手が、走り込みの準備で両肌抜きとなる。走り込みは行列が参道に入つて、頓宮の手前百メートルあたりから。騎馬の神職が先に行列を抜けると、行列取締が振る提灯の合図で、鐘・太鼓の乱打される中に、先導から一戸・二戸・三戸の順に供奉の面々がそれぞれ一定の間隔を置いて、全力疾走で頓宮へと走り込む。全行程約四百メートル、四時間半になんなんとする御神幸の、掉尾を飾る男社豪快の瞬間である。全員の走り込みが終わると、あたりに静寂が戻り、頓宮内では正面に三体の神輿が安置されて御着焚祭が執行される。神事の終了はほぼ午後十一時。

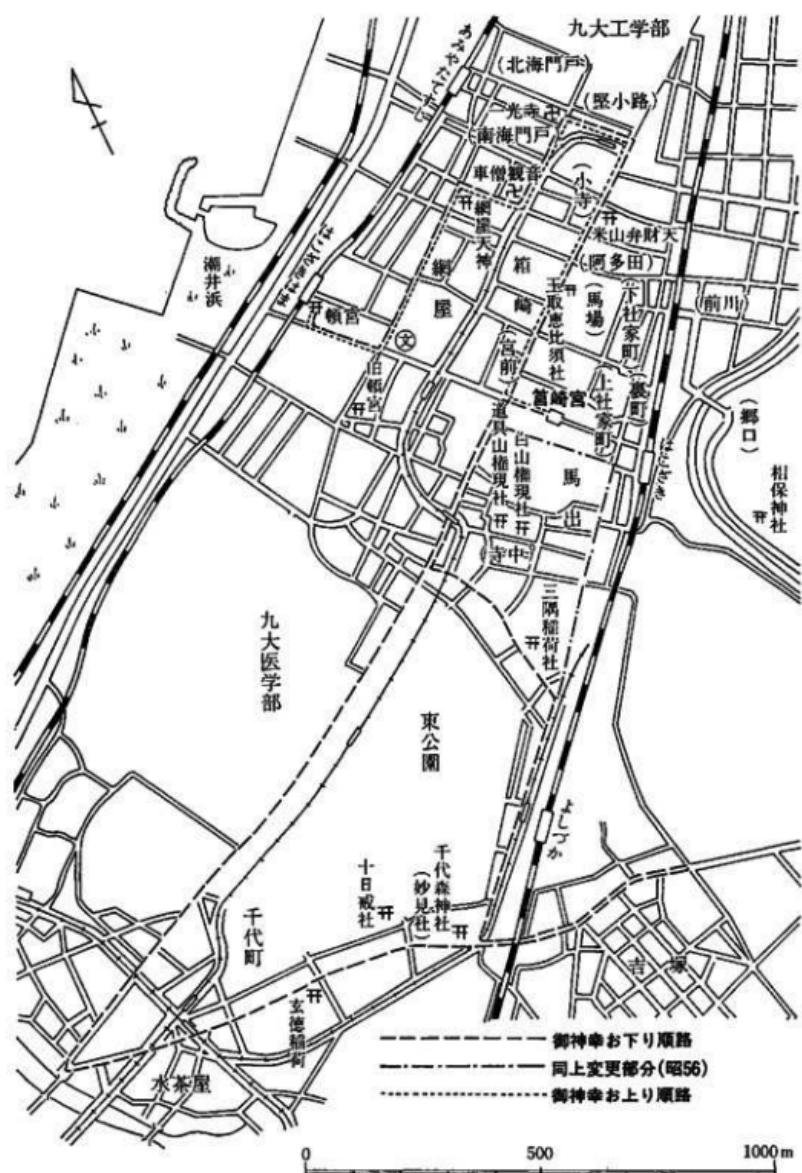
翌十三日は頓宮に安置された神輿に、午前十時の朝神幸と午後三時の夕神幸が供せられ、馬出上組と下組の伶人が朝夕を交替して奏樂を奉納する。

神輿の退幸（お上り）は十四日の午後七時から。それに先立ち、頓宮では還御の御発輦祭が執行される。神事が終わると前々日と同様の隊列を組むが、お上りでは、供奉のうち校区別で編成された新しい氏子組織による箱崎・笠松・馬出・吉塚・東吉塚、千代の三組の分担を入れ替わる。定期、火花の合団で御着焚、お下りとは逆のコースを取って、網屋新屋敷から網羅天神・車僧觀音・海門戸・堅小路・馬場を経て本宮まで。お上りには馬出・千代町・吉塚の御巡幸が省かれている。距離にして一・五キロほど、時間にして約一時間半。玉取比須社の前まで来ると、鐘の音が一きわ高くなり、若手は法被を脱ぎ胸当てだけの姿となつて走り込みの体勢に入る。本

宮鳥居前に待機した行列取締の、提灯を勢よく左右に振るのが合図で、本宮の手前百メートルほどの地点から、勇壮豪快な走り込みが再現される。鳥居を入つて突当りの楼門前には、これまた鉢巻姿の取締二名が待受け、提灯を大きく振つて鳥居内に駆け込んで来る供奉の面々を樓門の両脇に誘導し、三体の神輿だけがまっすぐに拝殿を駆け抜けて、内陣に突込む。三戸の神輿が樓門に入ると直ちに門を閉ざし、神輿の昇殿とともに消燈、本宮への神靈遷しが行なわれる。施設によつて屋根の屋根が取除かれた神輿は神輿庫へと運り、神殿では還御を迎えての祝詞が奏上されて御神幸一切の行事を終わる。樓門が開かれると、待受けていた群衆が雪崩れ込み、拝殿前は人の湯となる。時刻は午後九時。供奉の人々もそれぞれ引上げる中で、獅子若連中が獅子の台（幕張）に取付けていた帶を腰に差し、樓門前に集まって、祝いめでた。を歌うのが、いかにも始めてくつりにふさわしい。なお、このあと、各町内の若者たちによって、御神幸に奉持された大樹の枝が、氏子の家に配られていることを付記しておきたい。

翌一五日は大祭。御神幸の行なわれない年にはこの大祭だけということになる。神事には初日祭と同様、熱饅が供えられる。神社本庁より幣帛が獻ぜられ、祝詞奏上のあとで、三人の巫女によつて吉松の舞が奉納される。

當諸宮の仲秋祭はこれで一応幕を閉じることになるが、當諸宮の放生会の順番は、このあと一八日まで続く。神社側もそれと合わせて、献花祭・子供の提灯ともし（一五日）、献茶祭（一六日）、



筥崎宮御神幸順路図（大正12年以降）

戦没者慰靈祭（一八日）等の行事を行ない、昭和三年からは魚鳥を放つ放生神事と稚兒行列とを新たに加えている。

御神幸の変遷と考察

宮崎宮御神幸の特色は、まえがきにも記したように、夜間、本宮を出御した神輿が、長時間をかけて氏子地域を一巡しながらお旅所までの往復をするという、御神幸本来の古態をとどめていることがある。しかし、ここに至る間に幾多の変遷を経ているのは当然考えられることで、そのもとと大きな変化が、中世末期における放生会の断絶と元禄年間における御神幸復活の間に現われているのは、これまでに見て来たとおりである。さらに、箱崎浜に新しく頓宮を設けて復興された御神幸も、明治初年の神仏分離や社家組織の解体等によって改変を余儀なくされている。したがって、現行の御神幸だけを見て、宮崎宮御神幸の本質的意味を窺おうとするには多少の危険性が伴う。そのことを考慮して、これまで御神幸の経過を追う中でも、繁縝さを顧みず、江戸期の史料をもとに新旧の比較を試みて来たが、いま少し変遷の跡づけをしながら、この御神幸の意味するところを探つておきたい。

近世における宮崎宮御神幸の様相を記したものの中、「宮崎鬼籠」「宮崎社鑑」以外で、いま一つ貴重な示唆を与えてくれるものに、明治三十三年（一九〇〇）、江島茂逸の編纂による「重修宮崎社鑑」がある。同書は、末永茂世の「宮崎社鑑」を補完する意味で、資料の補充とその整理を行なったものであるが、その一節に次のような史料引用がある。

惣て其神幸たりや、例八月十二日子刻三座の神輿出御あり、十三日朝宮に御駐輿、十四日亥刻還幸、其行在威にして先駆、猿田彦の面、次に清道、鳴金鼓、次に座主、併に上吉の社燈秉闇す。以下の社燈次第を以て一人充庭夢す。各三刀立奉を持せ、徒使列をなす。其後先駆の座主十人二行に列り北半は坐主、次に猿田白坂八流、陰陽の獅子、御輿、金盞、丹青木手、高柳、神宝等人人之を拂へ、甲冑の兵士袴弓持、長韁を帶びて先行し、少童二人警衛す。隨身兵仗左右に候す。第一番に八幡大神の神輿、駕内十數人、伶人鳥兜を着し、越天楽を奏す。神官或衣冠、或は布衣にて前後左右に連り奉幸す。第二番に聖母大神、第三番宝殿大神、供奉の行列三坐共に同じ。白旗は八幡の御先鋒なり、次に神馬を率きて、僚官社職、衣冠騎馬にて後尾す。嘗圖の武十兵具を在かにて設す。神幸の道筋は、一の島前居の馬場を北に通り、町を出抜き、海門町に通り、網麗町を過ぎ、以て松原の領宮に到る所とす。道路大凡十五町計りなり。還幸の翌日、即ち十五日に放生の供奉、神樂、洗躰禮、諸樂能（五番）、相撲あり。貴賤少長となく群衆す。宝永二年乙酉の秋より音楽を用ひ。笛、笙、瑟、太鼓、鉦鼓、琵琶、皆備はり、神殿及行宮にて是を奏す。神幸の途中も神輿に先て奏す。

引用史料名が記されていないので年代がはつきりしないが、一二〇〇年出御の時刻が「子刻」と、前掲「宮崎社鑑」の「丑の中刻」に比べて早いことから、いま一つ古い時期のものとも考えられる。いずれにしても神仏習合期のもので、さきの絵図と比較するとき、行列の順序に多少の違いこそあれ、行列の構成、供奉の様相はほぼそのままであることが窺われる。ここでも、現行の御神幸行列の中核となる部分が江戸期のものをほぼ踏襲しているのが再確認できる。

現行との相異が明瞭に見られるのは、出御と還幸の時刻、および御還幸の順路である。この変遷の時期について手がかりとなるの史料引用がある。

が、さきの川島甚五郎氏（大正二年生）の「私どもが子どものころは夜中の三時ごろ出発して、曉方の五時ごろ御飯屋に着いていまし」という談話である。午前三時は丑の中刻にある。そして、それがと符節を合せるかのように、大正一二年（一九二三）から、御巡幸の巡路に新しく馬出・千代・吉塚のコースが加えられたという事実が神社の記録に遺されている。すなわち、大正十二年までは「重修菖崎社鑑」にあるとおりの、馬場・海門戸・網屋という、旧箱崎村内に限られた順路で巡幸・還御が行なわれていたということになる。大正末期に馬出・千代・吉塚方面の御巡幸が加わったのは、同地域の氏子の要請によるものといふことであるが、藩政時代は社領内だけに限られていた御神幸が、氏子地域全体に広がったのを意味しており、そこに近代化の一つの徵候を見ることができる。その後の変化は、昭和二七年、馬出側の松原にあった頓宮が箱崎の潮井浜へ移転、さらに昭和四二年現在地へ移転されたことと、昭和五六年から御巡幸の順路が一部変更され、吉塚道の途中から馬出へ抜けていたのが、宮小路を通るように改められた程度のことである。

こうした変遷をふまえたうえで現在の御神幸を眺めて見ると、社領六町、および阿多田・小寺・海門戸・網屋の旧箱崎村内の各町が、行列の供奉に中核的役割を課せられて来たいきさつも理解できる。ただ、区境外の旧那珂郡馬出村に属していた寺中町が、これらと同等の供奉を受持ち、伶人・飾職等の社家にも馬出の住人が加わっていることが例外ともいえるが、これには別の理由がある。馬出村については『筑前國風土記』に「此所を馬出と号せしは、むか

し八幡の神與、博多夷社迄下向し玉五時、此所より供奉の人の乗れる馬を出しける故に名とせり。此地むかしは堅粕村の境内也」とあり、「筑前國風土記拾遺」には「当郡（那珂郡）の東北柏屋部の堤に古ハ菖崎村も那珂郡内なりし故そののみハ菖崎の内に在るべし。慶長十五六年比古郡とへなりつらん人家ハ箱崎にて在。町中に桧物師並家上板を製する工人多し。箱崎八幡宮の敷地より密接に菖崎宮と結びつき、箱崎村と対等の位置付けが与えられていたといふことになろう。御神幸に供奉する乗馬を此地より出したという伝承といい、箱崎に続く官道であったことといい、そこには菖崎八幡宮の門前町としての存在すら暗示されている。こうしたこと見方に立てば、御神幸の御旅所が以前は馬出の松原にあったことも、社家のほかに社人が存在していたことも、納得のゆくことである。

村の本村にある境外末社は、玉取恵比須社（馬場）・米山弁財天社

（米ノ山）・網羅天神（御茶屋跡）の三社。いずれも本宮—馬場—海門

戸—網屋—頓宮という御神幸の順路に位置している。このうち、玉

取恵比須社前では往路・復路とともに神輿が暫時駐筆をする。また網

屋天神（現在は天満宮）は旧御茶屋跡の小路を入った角に位置してい

るのに、往復ともに行列が應々その小路を選び、社前を通過して頓

宮・本宮へと向かっている。現在では奉幣までは見られないが、お

そらくは以前にそれが行なわれていたことの名残りではなかつたら

うか。そうした眼で眺めて見ると、大正一二年以後の御神幸の順路

に加わった千代町巡回のコースのうち、吉塚道から馬出へと戻る途

中の寺中町には、同じく境外末社の白山権現社・道具山権現社があ

る。さらにいま一つ古く遡れば、中世以前の博多浜恵比須社への

御遷幸、辻ノ堂若八幡神社への御遷座も同様の意味をもつていたこ

とが考えられる。もし、そうした考え方方が許されるならば、中世末

期に断絶を迎える以前の宮崎宮放生会の御神幸に、箱崎浜から志賀

島を経て博多浜口浜までの海上渡御があり、以後は陸路を辻ノ堂ま

で南下して進路を転じ、堅粕村・馬出村を経て本宮へ向かう道々、

それぞれの地域末社に駐車しながら境域鎮護を鼓舞して回るとい

う、壮大な規模のものが浮かび上がってくる。まさに、博多湾に面

して北方鎮護を目的に勧請された鎮守神宮崎八幡宮にふさわしい御

神幸というべきであるが、この麻は一応の推測にとどめて、一先ず

稿を閉じることとする。

註

(1) 主祭神は応神天皇、相殿に神功皇后と玉依姫命を祀る。

(2) 以前は北海戸戸・南海戸戸・堅小路を合せて海門戸三町と呼んでいた。九州大学工学部の設置に伴い、その敷地内の家が移転して米丸に集落が生じ、堅小路を帝大前と呼ぶようになった。

(3) 黒田藩の「慶応分限帳」には、施膳に有職家^(ゆうしや)が加わって四家、伶人^(れいじん)は十一家があげられている。

(4) 本来は仏語で、法会・斎法の時に用いる敷物のこと。

(5) 博多祇園山笠にしても、柳井採り・注連下し・辻祈禱(町々の御祓)の各段階が略されていて、

(6) 原本は宮崎宮廬、「官署を説く金」の会報に翻刻。

(7) 奥石玉蘭の「筑前名所圖会」には、御神幸行列が馬出側の頓宮から出発している様子が描かれている。

(8) 吉塚駄前^(よしつかだぜん)の道路が整備される以前には、十日我神社付近から東久留^(とうくろ)を通る道を「直塚道」と呼んでいた。

(9) 萩崎宮の文政三年から一三年（一八二〇—一八三〇）までの「社用礼帳」（田村大宮司家文書）には、社員分社人三人、箱崎村社人九人、馬出村社人一五人の人数があげられており、馬出村に油座（社家）奥家の存在が記されている。

該語資料提供者（敬称略 括弧内は生年）

米田政吉（大14） 草津明彦（昭22）以上宮崎宮 吉村善次郎

（明35）網屋 川島基五郎（大2） 海門戸 戸次善九郎（明39）

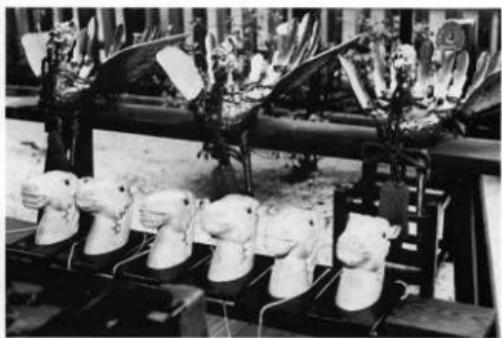
小寺 三宅甚次郎（昭4）米山 箱崎甚一郎（明43）馬出 柴田

玉樹（昭7）馬出 鶴田善次（明37）上社家司

図版 1



菅崎宮秋祭遷幸之図



図版 3



神輿潔め



先導提灯



出発前の供揃え



火王水王



御発車



触れ鐘



仲興と飾職



清道旗



伶人の奏楽



氏子の出迎え

筑前蟹の系譜

高田茂広

一はじめに

昭和六十年夏、当館で企画展「海に生きる—玄海灘の漁業その歴史と民俗—」を開催したが、そのとき、かつて蟹浦と呼ばれていた鏡崎や弘浦の資料を拝借し、土地の方々との交友も深めることができた。鏡崎では、数百年前に鏡崎を離れ、彼の地で今でも強い望郷の念に燃えながら蟹を営んでいたという輪島の海士町への訪問團にも参加させてもらった。

そして秋、鳥取県気高郡青谷町の坂根善男氏から、「青谷町の夏泊」という所の人たちは、筑前梶免村、或いは筑前末滑海灘滑海灘から移住して来たと伝えられているが、梶免村、末滑海灘とは、筑前のどこなのでしょうか」

という便りをいただいた。

早速、お尋ねの地が筑前大島を指すのではないかという答えを用意し、夏泊を訪れたが、たしかに筑前梶免村、或いは筑前末滑海灘ヶ浦と書かれた江戸時代の文書も残されており、もし、その地が判明すれば、ぜひとも訪問したいという意向であった。また、坂根氏は、北九州各地の図書館や資料館に展示会の手紙を出したが、満足できる答えは返ってこないとのことであった。

輪島にても夏泊にしても、その故郷の地が、鏡崎であり大島であるという確かな証拠はない。その後、同じく鏡崎出身であろうといわれている対馬の曲や、鏡崎か志賀島の出身ではないかといわれている毛岐の小崎も訪れたが、同じように確かな証拠はない。しながら、日本海に面する主要な蟹の浦のほとんどが筑前蟹に關係

を持ち、筑前を離れて数百年を経た今日でも強い執着を持つというこの事実をどう考えればよいのか、古い文献をたどり、考察してみることとした。

一一 古代の蟹

文献として最初に蟹が登場するのは『魏志倭人伝』である。約一千年前のこの時代、末盛國や奴國の違いはあっても、玄界灘の漁民の生活習慣の差は少なかつたであろうから、ここに書かれていた漁民の姿は朝鮮半島や濟州島も含めた玄界灘一帯の漁民の姿であると考えられる。

「又波一海千餘里至末盛國 有四千餘戸演山海居 草木茂盛行不見前人 好捕魚鱗水無深淺皆沈没取之（中略）

男子無大小皆跣面文身（中略）

今倭水人好沈没捕魚始 文身亦以厭大魚（中略）

其行來渡海詣中國 恒使一人不梳頭不去蠶沒衣服垢汚 不食肉不近婦人如喪人 名之為持喪 若行者吉善共顧其生口財物 若有疾病遺異客便欲殺之 請其持喪不葬（後略）」

日本の蟹の場合、海女であることが多い。しかし、『魏志倭人伝』の文面からは海士しか連想できない。してみると海女が潜るようになつたのはそれ以後のことであり、男女共に潜っていた時代は近世まで続いたようである。ではなぜ海女で潜るようになったかといえば、二つの理由が考えられる。

ひとつは税制である。「延喜式卷二十四、主計上」によれば、当

時⁽¹⁾の⁽²⁾中男⁽³⁾作物における海産物は表一の通りである。特に鮑については筑前と肥前が最も多く、家族全員で作業をしなければ目的を達成できないという事情があったようだ。

もともと济州島の海女のように、

「高麗時代の一〇五年と李朝時代の一六二九年に、島の治者が、男女共同の裸での作業を禁止した。それで、女性だけの裸漁業を営むようになったらしい。」（白文河「濟州道の海女」『西日本文化』一〇三号）

という例もある。

二つめは男たちの仕事である。玄界灘の浦の多くは近世においては海運業を営んでいたが、その根元は古く古代まで遡ることができる。中国や朝鮮との間を往来し、多くの文化を運んだのも彼等であった。齊明・天智天皇が百濟救援のために兵を送ったとき、その兵士たちを運んだのも彼等であつただろう。日本国内における物資の輸送も彼等の仕事であった。その男たちと海女の関係を物語るの

が『万葉集卷第十六』における「筑前國志賀白水郎歌十首」である。

「右は、神龟年中に、大宰府筑前國志賀郡の百姓宗形部津麿を差して、対馬の糧を送る船の施師に充つ。時に、津麿津屋志賀村の白水郎荒雄の許に詣りて語りて曰はく、僕小事あり、若疑許さじかといふ。荒雄答へて曰はく、走郎を異にするといへども、船を同じくすこと日久しう。志兄弟よりも篤く、死に殉ふことありとも、覺復辞びめやといふ。津麿曰はく、府官僕を差して対馬の糧を送る船の施師に充てしも、容歎衰老して、海路に堪へず。故に

表1 「延喜式」税制における海産物

国名	調	腐	中男作物
伊勢	塩	塩	鰯魚脂・煮塩年魚・鰯魚脂・滑海藻
志摩	御取詮・鰯脂・堅魚・煮海鼠・鰯魚脂 割・鰯魚脂・鰯脂・鰯脂・煮塩鰯魚・ 紫菜・海藻・海藻根・小藻菜・角俣菜 ・於羽菜	鰯・堅魚・調楚割	鰯魚脂
尾張	生道塩1解八斗与一調塩共進・塩	塩	鰯魚脂・煮塩年魚・鰯魚脂
多河	鰯魚楚割12551斤・調脂100斤調楚割 90斤・昂貝脂3斛6斗	塩	鰯魚脂・海藻
駿河	煮堅魚2130斤30両・堅魚2412斤		手調脂39斤13両2分・火乾年魚・煮 塩年魚・堅魚煎片・堅魚
伊豆	堅魚		堅魚煎片
相模			短鰯・堅魚・海藻
安房	鳥子鮨・都都伎鰯各20斤・放し耳鰯56 斤4両着し耳鰯80斤・長鰯72斤・凡鰯	海松400斤	堅魚・鮭
上総	鮓		鮓・凝海藻
常陸			鮓
近江			鰯脂・阿米魚脂・煮塩年魚
美濃			煮塩年魚脂・年魚・鮭・鮭脂
信濃			鮭楚割・水頭・背脂・鮭子
若狭	網薄脂・鳥賀・煮海鼠・鰯脂・鰯甘脂 鰯脂・昂貝保夷交鰯・甲藻・凝菜・塩		海藻・調楚割・鰯脂・鰯脂
越前			海藻・鰯魚脂
加賀			海藻・鰯魚脂
能登	煮海鼠345斤・海風鰯62斤8両		鰯魚脂・鮭
越中			鮭楚割・鮭背脂・鮑鮒・鮑子・鮑水 頭・鮭脂
越後	鮒	鮒	鮒内子・并子・水頭・背脂
佐渡		鮓	
丹後			鳥賀・鰯魚脂・海藻
但馬			煮塩年魚・鰯脂・鮎皮・海藻
因幡			火乾年魚・鮎皮・鰯脂・海藻
伯耆			鮎皮・煮乾年魚・鰯脂
出雲	鳥賀20斤・鮒24斤		薄鰯・鰯脂・紫菜・海藻
石見			薄鰯・鰯脂・紫菜
隱岐	御取詮・短鰯・鳥賀・煮海鼠・鰯脂・ 鰯脂・紫菜・海藻		
播磨	塩		鰯脂・煮塩年魚・鮒年魚
備前	塩	塩	許都魚皮・昂年魚・煮塩年魚・鰯魚 脂
備中	塩	塩	都魚皮・昂年魚・煮塩年魚・大鰐・ 比志古鰐
備後	塩	塩	昂年魚・煮塩年魚・許都魚皮・大鰐 ・鮭脂
安芸	塩	塩	比志古鰐
周防	塩		煮塩年魚・鮭・比志古鰐
長門	鰯脂		薄鰯・鰯脂・海藻
紀伊	塩・鮒・鰯・堅魚・久恵鰯・滑海藻		堅魚・鰯年魚・煮塩年魚・調楚割・ 大鰐・海藻・滑海藻
淡路	鰯魚1300斤・塩		鰯脂

国名	國	唐	中男作物
阿波	御取駿 200斤・細刺駿 333斤 横半駿 39斤・堅魚 535斤 8両		亀甲13枚・短駿・久東駿・駿縣駿・ 駿駿・宿年魚・煮塩年魚・雜魚駿・ 海藻・鹿角菜・葛海菜
讃岐	塩(阿野郡船、款均-)		乾鰯・鰯楚割・大鰯・鮭・鯛・鯖・海藻
伊予	長駿 36斤 短駿 330斤 塩		短駿・鰯駿・煮塩年魚・鰯見鰯・鯖 ・海藻根・海藻・始海菜
土佐	堅魚 855斤		亀甲 10枚 堅魚・雜魚駿・煮塩年 魚・鯖
筑前	御取駿 260斤 羽刺駿 6斤 葛貢駿 108斤 鮎駿 145斤 鰯駿 24斤 鳥耳駿 182斤 鰯駿 128斤 鮎駿 208斤 海藻 368斤 2両 短駿・薄駿・施駿 ・火燒駿・塩	熟海藻 828斤 塩 3石 9斗 7升 5合 塩・塩・薄駿・火 燒駿・雜魚駿	押年魚・烏賊・鰯駿・雜魚楚割・腐 耳駿・鮎駿・駿縣駿・鮎駿・鰯駿・ 鹽漬年魚・海藻
筑後			香鰯・雜魚楚割・鮎駿・押年魚・煮 塩年魚・宿年魚・煮塩年魚・鰯駿
肥前	御取駿 364斤 短駿 534斤 長駿 24斤 羽刺駿 24斤 熟海藻 301斤 14両 塩 45斛 薄駿	海藻	鰯駿・駿縣駿
肥後	耽羅駿 39斤 熟海藻 232斤 14両 鯛掛 332斤 8両 薪銷 166斤 13両 雜魚駿 403斤		押年魚・鮎楚割・鮎駿・煮塩年魚・ 宿年魚・煮塩年魚・破塩
豐前	烏賊・雜魚楚割		烏賊・雜魚楚割・煮塩年魚・鮎年魚
豊後	御取駿 52斤 短駿 72斤 鰯駿 30斤 羽刺駿 12斤 葛貢駿 12斤 虫螺駿 18斤 堅魚 34斤 14両 薄駿	薄駿	押年魚・堅魚・雜魚駿・鮎年魚・煮 塩年魚
日向	薄駿・堅魚	薄駿	
大隅			
薩摩	塩 3斛 3斗		
壱岐	薄駿		
対馬			

注一 調(ちょう)

みつぎとも読む。地方の産物を貢納せ
る税目。賦課基準によって、異なる調と手
末の調、および戸別の調と田の調と称せ
られるものが大化前代にあった。律令貞
相体系における調は人頭税であり、成人
男子に課せられたが、正調、副調物、調
種物など種々の指定された品目を貢納し
た。

注二 唐(とう)

律令制で、歲役に就くかわりに納める代
物。正丁の場合、年間10日の中正役のか
わりに、布二丈六尺を納めることになっ
ていた。

注三 中男作物(ちゅうなんざくもつ)

養老元(七一七)年以後、中男(大室令
の少子)を対象として賦課された税目。
律令制では中男は正丁の四分の一の正調
および種物を負担し副調物は免除されて
いたが、同年に正調がのぞかれ、それに
かかるものとして中男作物が新たに設け
られた。延喜式によると京畿および飛驒
・陸奥・出羽・壱岐・対馬などの国島は
賦課されず、品目も郷土の所出にしたが
い種々複多なものがあった。

来る祇候す。頃はくは相替ることを至めといふ。ことに、荒雄許

諾なひて、遂に彼の事に従ひ、肥前国松浦縣美弥良久の崎より発

舶して、直に対馬をさして海を渡る（後略）」（岩波書店「日本古典

文学大系」による）。

この対馬へ食糧を送る仕事は後年まで続いており、「延喜式卷二

十六、主税上」にも次の文言を見ることができる。

「凡筑前・筑後・肥前・肥後・豐前・豐後等國、毎年穀二千石漕送対馬島以充^ニ鷲司及防人等穀其部領穀、船貢、挾抄、水手功報、竝月^ニ正税」

このように、主人が船乗りで妻が海女であるという事実は後述する夏泊の助右衛門の場合と全く同じであり、同じ志賀島の豊浦である弘の近世における実態とも似通っているのである。

つまり、男たちは平時は海士として働き、頼まれれば航海業者となり、兵乱の時ともなれば軍事集団ともなる。女たちは、ただひたすらに海女として働くというのが中世までの豊の実態ではなかつたかと考えるのである。

三 筑前の豊浦とその生産

近世の筑前において、浦と呼ばれる海に生活の場を求めた集落は約四十ある。このうち、豊浦と呼ばれる浦は「筑前國統風土記附錄」によれば、雄崎・大島・波津・弘の四浦であり、「筑前國統風土記附錄」によれば、雄崎・大島・弘の三浦である。それらの本が書かれた元禄年間から寛政年間の間に波津浦は豊浦から脱落したのである

う。それ故の本の記述は次の通りである。

「筑前國統風土記卷二十九土產考上」

介類

蛇 田中島々海浜、或山の出崎の海中など、すべて海中に石岩多きあら磯に處す。凡國中善女の匿所四箇所あり。雄崎、大島、波津浦、弘浦也。此所の海辺は皆女人かつきをなし、娘を捕、熨斗巻をきり、坐籠、海夫人を取て賣業とす。此内離島の浦女尤その事勝れたり。世人離島の石決明味ますれりといへども、是を味ひこゝろむるに異なる事なし。但蟲を取り籠に入、久しく海底に活置、味やゝおそれれり云。雄目鱈貝もあり。雌目珠よ。熨斗蛇、番人蟹を推て接に切てはす。是を切のしと云。又蠍に似たる故、蠍のしとも称す。蠍を切まほし、長くしてほしたるを長のしと云。蠍人等國中にて是を製するのみに非ず。長門、石見、薩摩、老岐、対馬などに出て江戸に載せらる。又丸のしあり。凡京、江戸、大槻其外諸國へ出るのし始、当國の商人の製する処多しといふ。

「筑前國統風土記附錄卷之四十六土產考上」

蝮 本編に詳也。雄崎、大島、弘浦に海女ありて多く取る。今近郡那珂浦にかつき女おらず。弘浦にて、蝮の蒸物と云ものを製す。唯一人有。秘して他に伝へず。志摩郡野北、唐治の海底にも大なる蝮多しといふ。

これら豊浦の主たる鹿物は鮑であり、その生産高は干鮑にして三千斤前後であったと思われる。他の浦でも鮑を製つてはいたが量的にも格段の差があり、収獲した物のはほとんどは豊浦へ販売されていいた。このような例は安政五（一八五八）年に雄崎浦から差出した口上書（資料1）に見ることができる。

また、当時の一般民衆が鮑を口にするとはほとんど無かつたと考えてよい（資料2）。これらの理由は、鎖国時代における数少ない輸出物として、干鮑・煎海風・鮑燶（合わせて倭物・或いは三品という）が長崎俊物会所に送られ、幕府の重要な収入源となつてい

たからである。

養浦の漁場は非常に狭い。その代償として筑前領内はもとより日本海各地への出漁が許された。『浦役所定』によれば次の通りである。

寛文元年九月廿六日

海士浦之者共、志賀島・玄界・唐泊・西浦・野北・岐志・新町、右之浦々ニ面かつて仕合度々、養浦人ニ付砲一且免其浦々江運上ニ出シかつて仕らせ可申り。養浦之儀は御用之時あわひ差上申い間、余浦之要ハ右之浦々へ入申間敷れ過、開加右衛門、山路加左衛門手前申付外事

では、どの程度の量を確保しなければならなかつたかといえば、寛政十一(一七九九)年に一応三品合わせて二万斤を請負っている。しかし、これは到底無理な量であり、すぐに一万六千斤に引き下げる。このあたりの事情を『浦役所定』は次のように述べている。

寛政十一年

(前略)
生海鼠之儀ハ荒波ニ付、生立無數ハ得共、鮑之儀ハ御礼之通格別出情仕合ハ、多分取扱外儀成可申れ得共、実ヘ對付ニ仕立得ハ蛇二ノニ面対斗一揆も出来仕合、代銀式三外ニも相成外、干鮑ニ面ハ鮑ヲ程子立、老斤ニ相成、漸式外五分程ニ相成外間、自十鰐源方等開ニ相成外へハ、直段合之處若井諸度旨申相成、無余儀跡ニは相聞けハ共既ニ天明五年己酉解出之次第も有之、浦々勝手筋前已ニ成行外而は外國之儀物も種方之脅ニも相成ハ儀申立之所ハ難取用

(中略)

福岡領之儀ハ一手ニ面壹万九百斤余相増、元請高共ニ壹万六千余之請負高と申ハ、養浦中是迄一ヶ所も無之、大體分と乍申珍敷儀ニ御座(御略)以上であるが享和二(一八〇〇)年には一万斤に減少しており、これが無理のない量として其後幕末期まで続いたと考えられる。ちなみに、明治一〇(一八七七)年前後における養浦の漁獲物は表2の通

表2 筑前各浦の鮑・蠣壳・海鼠・鐵の収獲高(明治10年前後) () 内は金額、円

浦名	収獲量			
岩屋浦	なまこ	500(1.50)		
柏原浦	鮑	1875斤(60)	さざえ	1562斤(15)
大島浦	生鮑	1000貫(110)	鱈	150尾(187.50)
福間浦	鮑	2600(100)		熊なまこ30斤(3.60)
鏡崎浦	鮑	14370斤(226.50)	なまこ	1500(7.50)
津屋崎浦	貝類	(135)		
相島浦	海魚類・鰯・鰯・鯖・鮑・さざえ	(2000)		
志賀島浦	鮑	200斤(50)	さざえ	30000(60)
弘浦	鮑	1500貫(300)	干鮑	3000斤(750)
宮浦(唐泊)	煮海鼠	48斤(13.50)	鮑・さざえ	(30)
西浦	蠣	50斤(13)		
小呂島浦	海魚・鰯・鰯・マヒキ・鮪・鰯貝・鰯・鮑	(1100)		
玄界島浦	鮑	800(12.30)	さざえ	1500(3.70)
野北浦	海魚・鰯・鰯外・鮑・蛤等	(1796)		
芥屋村	鮑	(80)		
岐志浦	鮑	(20)		

『福岡県地理全誌』より

(数詞名がないのは、原本に不記入)

りである（『福岡県地図全志』より）。

四 筑前蟹の他領への進出

現在、筑前蟹が他領へ進出し、そのまま定住したと考えられている所は、石川県輪島市の海士町、島取県賀谷町の夏泊、山口県油谷町大浦、対馬の曲、壱岐の小崎等である。

このうち、対馬の曲は文治元年（一八五）に鐘崎蟹が移住したと伝えられ、夏泊の場合は豊臣秀吉の朝鮮出兵の直後に大島の人々が移住し、壱岐の小崎も同じことがいわれている。その他の場合でも近世初期に集団としての移住が完了していたように考えられる。しかも、いずれの浦も非常な特權、例えば、曲や小崎の場合には全島の周辺の海域における漁業権、輪島の海士町は船倉島の定住権と漁業権、夏泊の場合は八町四方の無税地を与えられる等である。このように優遇された最大の原因是筑前蟹の持つ潜水の技術と鮑の製品化の技術の優秀さであったようである。それぞの領主たちが、新しい産業として筑前蟹たちを迎えたと考えるべきであろう。

今一度「延喜式」における筑前の調・庸・中男作物を思い起してみよう。

「御取穀・羽割穀・葛貢穀・藤穀・穢穀・腐耳穀・短穀・薄穀・始穀・火燒穀・腹潰穀」と総に記する量の多さもさることながら製品の種類の多さは抜群である。これらの製品がどのような物であったかは、現在では知るよ

しもないが、平安時代から近世まで、全国の有力な神社の神事に鮑が欠くことのできない物であったことや、上流社会の重要な嗜好品であったことを考慮すると、それらを生産できる技術者として筑前蟹が選えられたのは当然のことであった。

これらの蟹の移住について、夏泊を除く他の浦については、多くの著書もあり、ここでは省略するが、夏泊が大島からの移住であると断定したことについて、一言触れておきたい。

「氣多郡夏泊旧格由緒書上」（資料3）によれば、秀吉の朝鮮出兵のとき、龜井武藏守は船頭として筑前國梶免村の助右衛門を雇った（この梶免村については「因縁志」には筑前未清海藻ケ浦と書かれている）。この助右衛門は有能な船頭であり、龜井は無事に帰国することができた。龜井が鹿野の城主になつたとき、助右衛門は海女である妻と共に同地を訪れ、夏泊を与えたというのである。

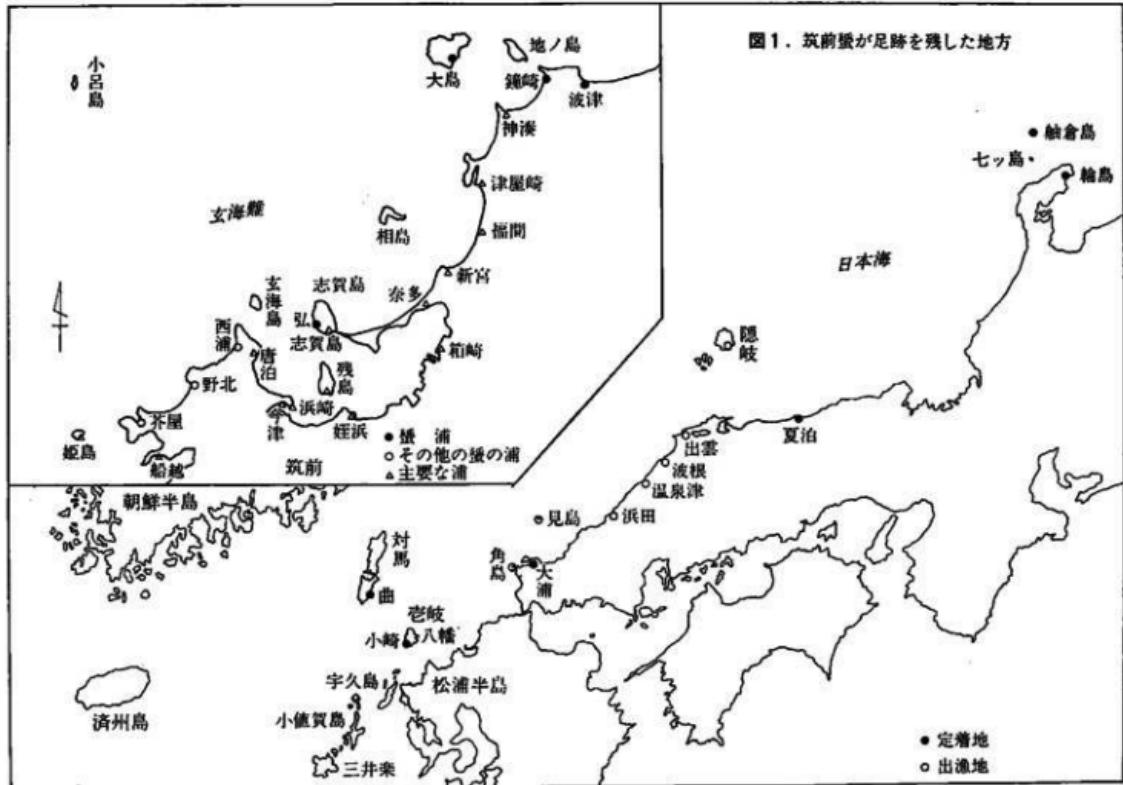
この筑前梶免村、或いは未清海藻ケ浦などという地名は筑前には存在しない。唯一考えられるのが大島なのである。筑前大島は俗称としてカジメ大島と呼ばれていたが、このカジメの意味については二説がある。

一説では、大島付近で急に海流が変化しており、船乗りたちは棍を変えなければならない。したがって、梶目大島と呼ばれた。

あとの一説は、大島が古くから海藻のかじめの産地であるところから、かじめ大島と呼ばれた。かじめは未清海藻と書く。『筑前國続海藻記』にも次の一節がある。

未清海藻 大島に多く産す。故に、俗に大島をは、かじめの大島と云。

図1. 筑前蟹が足跡を残した地方



鳥取県地方ではかじめは種がないのだそうである。したがって未と末が書き間違えられ、永い間、未清海藻ヶ浦は、すえなめの海の藻が浦、と読まれていたようである。

さらに疑問が残るのは、なぜ大島と書かないでかじめと書いたかであるが、助右衛門が雇われた場所が肥前名護屋であったことを考えれば説明もつこう。

名護屋から数キロも離れていない麻津の沖に大島がある。さらに沖合には的山大島がある。奄岐にも大島がある。さらに全国から武将たちが集合しているのであれば何十という大島がある。その中で大島という呼び方は不適当であろう。特に船乗りたちの間では、ことばを單純化し、省略する習慣があることを考えれば、筑前大島がかじめと呼ばれたとしても何の不思議もないである。

夏泊を尋ねて、今ひとつ思ったことは集団移住であつただろうということである。同じことは輪島の海士町にもいえる。ことばが、

その地方の他の漁師たちが四百年振りの再会を喜び、輪島では錦崎の漁師と海士町の漁師たちが四百年振りの再会を喜び、

同じことば、同じ盆踊りを確め合っていた。盆に家を全開して通りから家のなかが丸見えになるような習慣も能登地方では特異な習慣だそうだが、玄海灘一帯の漁師町では夏の風俗である。夏泊では私のしゃべる筑前ことばを、土地の人が、それも同じ、それも同じと嫌んでくれた。

語に関する用語だけならば指導者ひとりの用語が伝承されることが多いであろうが、生活用語ともなれば一軒の家のことばが集落のことばになることは考えられない。輪島の海士町の場合は一族を迎えて西國へ向ったことが古文書に書かれているが（資料5）、夏泊も同じであったと思う。

近世も中期以降になると氣前輩の他領への進出はさらに盛んになるが、集團としての移住はなくなる。特に寛政年間、日田代官羽倉権九郎の廻浦によって長崎俊物の割当が強化されると、各藩とも大事な働き手としての脇を領外へ逃がすようなことは決してしない。

しかしながら、他領へ働きに行くことはノルマを達成する上で必要なことなのである。奄岐の場合など、筑前に匹敵する割当を受け、長州見島まで出漁している（資料5）。筑前の場合も同じであり、浜田市立図書館の「諸国御客船入港（石見国温泉津湊油屋鬼治）」によれば、延享四（一七四七年以降、何艘かの錦崎船が入港しており、同じく弘化二（一八四五年）年の「諸国船御往来改記帳（加賀屋藤左衛門）」によれば、

宝曆十三年（一七六三）六月廿六日 織崎浦

一漁舟 式人乗 当地にて海士漁仕候

明和八年（一七七一）五月廿二日

一櫻丸 船頭 藤十郎

文化九年（一八一一）六月廿七日

無印式人乗 当地迄下り

一明神丸 石見屋佐吉殿船

文化十一年六月五日

無印式人乗

当船送

文政七年（一八二四）七月十二日

一級權丸

石見屋左吉殿船

無印三人乗 鳴岐下り

一級權丸 同家 安治郎殿船

一級權丸 板水押三人乗 下り

天保元年（一八三〇）八月廿一日

一長久丸 五崎屋八治郎殿船

無印式人 先年下り 海士漁船

同 四年六月十一日

一竹宮丸 小呂屋佐八殿船

五人乗

一海士海連御入津、こころ見葉被致候是、博明不申候ニ付鳥井浦へ御迎

り被成候

一住吉丸 大村屋辰八殿船

五人乗

一右同前

同日

一竹宮丸 小呂屋佐八殿船

一漁船四人乗 塩横下り被成候

同十三年七月八日

一 石見屋大吉殿船

板水押式人乗 出港下り

などと、鎌崎の發たちが数多く他国へ出漁していたことを証明してくれる。また、安川淨生氏の研究「大島村史」によれば、山口県豊浦郡豊北町角島の勝安寺の過去帳に、宝永（一七〇四～一七一）以降、大島の人十四人、鎌崎の人十二人の死亡が記載されている。同島にはこれらの人々の墓も現存しているが、その墓の数は

さらに多く、大島・鎌崎合わせて約百基、うち、大島分は約七〇基であるという。

これらの漁は、自らが鮑を獲ることの他に、各地で、干鮑やのし鮑の製法も指導していたようである（青崎ら）。このことは、幕前の漁が古代からのし鮑を中心とする加工技術に精通し、その技術が近世まで伝承されていたことを物語るのである。

五 伝承について

漁浦から、御上へ献上した鮑は、そのほとんどが「のし鮑」として記憶され、そのすべてが江戸・京都・長崎へと「日の丸の裏」をたてて送られて行つたと思われている場合が多い。

しかしながら、実際には献上ではなく、長崎後物会所の購入が大部分であり、送り先も長崎が中心であった筈である。「日の丸」は当時の幕府の旗であり、そのことは正しいとしても、送り先が長崎であった場合は「のし鮑」ではなく「干鮑」であった。しかも、この他に、煎海藻や鮭の鮭もあったのだが、これは伝承からは消えている。その量が干鮑と比べて極端に少なかったからである。特に鮭の鮭の場合など、近世中期までは鮭を獲る習慣もなかったようであり、弘浦では天保八年（一八三七）に長州玉江浦（山口県萩市）の漁師を雇い、鎌釣りの技術を習得しようとしている。しかし、これは長続きしなかったようであり、明治初年の「福岡県地理全誌」では弘浦の漁獲物に鮭は含まれておらず、鮭を獲っている所としては大島・志賀島・西浦・小呂島の四浦が載せられている。このうち、志

賀島と西浦は鮑の製造をしており、倭物の生産が鮑浦だけに限らなかつたことを示唆する。

のし鮑は、江戸や京都へ送られた物の他に福岡藩用としても納められている。これは藩の台所用や贈答用として用いられているが、小崎の鮑が平戸藩に納められる場合も同じであり、輪島の場合も同じことが言えるようである。

男盤と女盤は、それぞれ海士・海女と書かれ、伝承では鐘崎浦は海女、弘浦は海士とされているが、弘浦の場合、近世では明らかに海女も潜っており、奥村玉闇の『筑前名所図会』に画かれた「志賀の海人海中にすなとりする図」の盤はすべて女性である。この「志賀の海人」は元来「弘浦の海人」と書かれるべき盤のものを、奥村玉闇は志賀を集落としてではなく、島として表現しているのであり、志賀島浦では近世において盤の習慣は無い。ところが明治以降になると弘浦の海女は消滅する。これは弘浦の海士たちが専用漁区以外へ出漁することをやめ、その結果として海女の必要性が無くなつたからであろうと推定する。恵校が伝承としては筑前鍾崎からの移住であるとされているのに對し、折口信夫が志賀島からの移住であると推論しているのは、弘浦の盤が明治以降男だけに限られたことによるのではないかと、これまた推論するのである。

大島の場合、盤についての伝承は少なかったようであり、「筑豊沿海志」では一言も触れていない。安川淨生氏等の研究によつて再び浮上したというのが実状のようである。しかしながら、未清海藻の大島という地名からすると、かつて大島が未清海藻の重要な産地

であり、その未清海藻が鮑の最も好む海藻であることから、鮑の最も多い場所という意味にもなり、筑前盤の発生の地というような推論も成り立つのではないかと考える。しかしながら、盤の伝承が薄れていた最大の原因是、大島にとつて盤による収入は、全生産高の一部に過ぎなかつたことによるのではないかと考える。このことは鐘崎浦についても言えるのだが、鐘崎浦と大島の大きな違いは、鐘崎浦が漁業のみの浦であるのに対し、大島は米一三三石、麦二十六石、栗五〇石、琉球芋三六〇〇斤等の農産物も生産していることであり、(『福岡県地理全誌』による)このことが盤業の衰退を急激なものにしていったのではないかと思う。

今ひとつ、盤浦の人々が漂泊の民であると考えられていることについても触れておきたい。たしかに、筑前の盤たちは輪島や夏泊をはじめとした日本海沿岸の各地へ漂泊し、定着していった。近世中期以降になると家船の生活も多くなつたようである。しかしながら、例えば弘浦の場合など、近世においても二百日を越える出漁をしており、その間家船の生活もしているのであるが、いわゆる海上生活者ではなく、近世に建てられた家を現在も使用している人も何人かは存在するのである。

このことは、盤の人たちは元来漂泊性を持つた人々であったのではなく、職業上の必要から漂泊を余儀なくさせられたのであって、特に、近世においては倭物をその実力以上に獲らせられ、そのために各地へ出稼ぎを行つていたのだということを知つておかねばなるまい。

六 おわりに

以上、近世文書を中心に筑前屋の考察を進めてきたが、この間に強く感じたことは資料の少なさである。輪島の海士町にても、夏泊にても、対馬の曲や老波の小崎にしても、筑前屋がその地に定着したのだという感じを強めながら、百ペーセントそうなのかと問われれば、そうであるとは答え難い。このことは、今までの歴史が民衆史といえるようなものを疎かにしてきた結果だということが言えよう。また、各地で行なわれている研究の成果をお互いに手にすることができる研究も深まるのだということも痛感した。今後、各浦における歴史的方法・用具・生活・言語等の比較研究や、さらには歴史・民俗・考古といった連った立場からの研究も必要であろう。

輪島を訪れたとき、祭りの前日であったことも手伝って全船大漁旗を立てての歓迎を受けた。あの大歓迎の裏にある望郷の想いの強烈さに報いるだけの覚悟がこちらに必要であろう。今、始めたばかりの歴史の研究をどのように進展させるかは今後の問題だが、この小論をその序論としたい。

資料1
輪島庄頭組頭乍ら奉事願上口上之覚

一長崎御用依倣 当浦受貢三千百五拾斤之内、武百斤海鹿崎浦より相納

残三千五百斤 前年生産生方無少、海人夫自分仕回出来不仕 無鶴文持相立 買上仕回申候處 年々夥敷費相立、御役所より金五拾五両拝借仕、返上病社不居申、其後茂同様年々之費浦中勤歩割 取立仕候處

御田地受持百姓而已渡世仕候者 并浦中奉時之義付 未達ニ相成居申候、即辰巳三ヶ月辰酉當七月大庄屋元江差出、費儀之道請出置申候當年

分別帳面差出申候、右費儀之道 如何様共手脱無御塵、当惑難波ニ弟通居申候来未年月御仕法替被仰付、格別相成、總浦一統難有

奉存上居候處、當浦ニ限 右費塵時初立行屋不申段 乍恐御費塵被仰付可被為下候、右儀物是並非相土調候儀ニ御座候ハ、費儀之道御立被仰付

下皮難波上候、右相土調不申而相濟候ニ候ハ、雖有次第ニ奉存候 何分とも宣教御許義被仰付被下候候、偏ニ奉願上候 以上

安政五年午十二月 錄語補起頭 次吉 太右衛門 八尋次七 刀根次右衛門 同浦庄屋 加平

御宿 手渡所 (山崎文書)

資料2
弘浦庄頭組頭乗呑御願申上ル口上之覚

一長崎御用千擔 当年當浦受負爲相製申候 尤未タ生干ニ御座外間重量能千立相納外様可仕付 右ニ付 此先取扱外胞症員小員之分萬市中左之間

県青谷町 坂根善男氏・松岡建二氏・老波郷土館 橋山順氏・対馬歴史民俗資料館 永留久恵氏・玄海町 吉武謹一氏・大島村 安川淨生氏・当館 塩屋勝利氏・田中千恵氏。

尾ニ而生羌仕内様被仰付可被為下付

此後備ニ奉願上付 以上

博多横町 左野屋と三石斎門

福岡萬町 西濱原御右衛門

同所漢町 貞次

西所魚町 志賀屋平右衛門

同所 西濱屋五平

潮戸屋喜右衛門

弘化三年午八月

弘浦庄屋 孫七

同浦莊頭 宇七

新宮浦大庄頭 平四郎

右弘浦々御願申上外趣吟味相違無御座付 宜御聞通被仰付可被為下付

以上

御浦御役所

細江猪三郎様

(英義書) 不相成症員之分 生羌差免外之条 入念根之儀無之様可相心得外

事

細江猪三郎 (松田文書)

午八月廿四日

貴賀

氣多郡夏泊蒲田格由諸書上

(前文) 願候ニ付 当浦旧格由諸書御相扣を以左之奉申上候

當浦居村之儀 大畠根朝鮮御歸之節 龜井武藏守様 於九州製鐵造船之儀
無覓束 依之 軍船乘走り功者成者 浦々御尋候為避候所 筑前國規免村

助右衛門と申者 名譽成ル甚夫ニ有之由 近辺より申上候ニ付 即刻被

為召 其方儀比度草船乘走り歸頭え申付候間 雖有御請可申上候被仰付

奉畏 早速御禱太刀被仰付 雖有頭或仕 則船御任被遣 夫より九州

御出帆 願風心之母無御別居唐着仕 良苦御唐草被為避候是 被為速御

利無程御本國御船之旨 風波之無難も九州箱崎え被遊御船 誠ニ名符

とは乍申 神勢之不思儀と何れも恐入 御心感被為有候事不斜 夫より助

右衛門儀禮毛御免奉願候是 御聞候被為下 其方儀船遣役々無他方出精致

病説候 尚又阿國在城相研究候も其方可申遣候間 尋來可申と御切紙ニテ蒙

仰飛縁居申候是 其後御当面能野え被為遊御在城候ニ付

其音申上候所 早速被為召 其方共蒙て漁師之儀并女房海士之人由 依

之長尾義宣敷場所有之由致住居 西は潮津浜 東は長尾境 漁業場所と定

渡波仕世 御用等無意相動可申と被仰附 早速奉畏 則居宅御建被造 諸

又村端地蔵堂より長尾潮津浜海邊通り屋敷敷海御連上共 御免地ニ被仰附

此外何ぞ望之品も有之候ハ、申上候縁被為仰附 實加至極難有仕合奉存候

其後御候ニ付 可申上品も無御座 並業大切ニ相勸願申候

一右御免地頭職仕得候共 下地潮津村勞不休之内ニテ則氏神本庄屋潮津村

二、夏泊之儀は潮津村ニ相成、運庄屋ニて東境より西浜境之破船、

難船、其外難御用之儀は夏泊支配ニ被仰附候。

三代目助右衛門節、御地改米村広治様当村分領御見分被為遊海陸共善運

上耕御尋被差、右、御免之證申上候是、御勤屋相承、永代諸連上耕差上

不申候。遂、貧村之儀末々ニ至迄難有奉存上候。就中文化八年未正月、

龜井武藏守様百回御忌へ相当當村助右衛門達家当七代目之助右衛門、

山宮村於対兵衛、淡井和野御役人様より御呼出し、其方儀比度之御前前

之先祖貢助右衛門と申者、昔忠勤致候事遺書有之候ニ付 今般御寄御免

被造候所餘因ニ御引被為遊、追て里召書も被為有候被仰付、尚又下地被為下置候。御

免地え場所餘因ニ御引被為遊、追て里召書も被為有候被仰付、即ち至

極難有仕合ニ奉存候。右助右衛門遺書寫し漁法御免之候 右申上候通相

治年以前 三代目之助右衛門嫡孫一側所持仕、三拾四五年以前まで引継

仕候等共、不勝手ニ相成候事多得不仕、然ル所、三若老年以剪泊り村
米尾文三郎誠綱御船手様御上拝怡便流込ニ相成候ニ付、則、泊御役所林
源藏様より米村六兵衛様へ被仰候、當浦又右衛門之御松代銀巻貢吉日
御船手御役所え上納仕向又誠綱御役仕候。

一享保十五年、當浦吉右衛・忠右衛門・鷺田鳴網所持仕漁業申上候。猶
又明和七年寅九月増田平木様、上村見兵衛様船改御船在之節、浦方端
網所持者御取調候事、則、鷺津・船磯・芦崎ニても名前書出シ候ニ付、
当浦えも書出候様被仰所誠綱老御所持之儀書出申候所、当浦之儀は、龟
井武藏守様より諸漁御免之筋御座候間、既ニ在方御下札付ニも相成不
申、總て諸網類書上之儀、從前々無御座候段申上候處、御聞届被遣、網
帳書上ニ不申及相濟申候。

一當浦誠綱之儀は前々より持來ニテ、是まで勝見御入湯之節は誠綱御者御
用等被仰所相助申上候事度ニテ、御座候。既ニ安永年中勝見御入湯之
第當浦え被為八、御船手御役人・御船御見物ニ御出の節は誠綱御上豆被
月勝見え御入湯被為遊候様、殿様當浦御見物ニ御出の節は誠綱御上豆被
為遊候ニ付、當浦所持之網被仰付、并海士御上豆被為遊候所、被為人
御機縫ニ又々約魚御里被為遊候件、其故被仰附得其儀之事改、網之御
無御底卷ニ付、始縫之銷取掛證事ニ認出、相應ニ漁業仕事懸御上直接
處、為御娶美と金百疋賜網、右田町海士え娘五両被仰付頃有奉頭戴候。
一事和元年辰十月又々勝見え御入湯被為遊、櫛網是又被仰付出耕仕候ニ
付、為御娶美娘也兩是は御船大得森佐左衛門様より泊り御役所林源藏様
被仰付頂戴仕業有奉存候、其節助右衛門丸様より拜領之御網被為遊
御上更、為御娶美と娘面西ニ被仰付頃有頂戴申上候。其内度々引網
被仰付候。三拾年以前、当村岩石御門と申者猶又誠綱老御所持仕候
处、泊御役所林源藏より被仰付候は新把所持致候ハ、本浦たり共顯書
差出候様、近來之御法ニ付差出候様被仰付、願書指上申候處、御役所様
上り潮津田肥シ網と相應俟被仰請候ニ付、其度相應書上候處、潮津田
肥ヒと申候ニテは御聞庭屋被遣旨申来候様被仰候。尤、其節本村潮津村庄
屋印形御座候ニ付、大庄屋原田彦十郎殿え潮津庄屋より指出候所、在方
御役所より御聞居相濟候様被仰請候。

一潮津・夏泊之儀、西堤は青屋御藏所裏門より海見通境木村潮津分領ニテ
則御手之分領、東境より西境迄御船手御用夏泊より引請候ニ付、浜無御
座と申儀は無御座候。則明和九年辰九月塙駒之海死人客候館、夏泊作延
期下知御座候。破船等取計え儀は委細別紙ニ申上候。

一去ル五月四日、長尾より井手村迄之間、縮少しも相見え申不ニ付、魚見
山之者共何れも屋飯喰ニ罷帰、西東之山老人も居不申ニ付、当浦与三右
衛門と申者長尾尊え懶約ニ參候所、長尾より四五丁東沖ニ筋數多端追立
候様相見え、早速罷湯網申え申間、兼て培根申候船業出見申候處、当村
捕浜東水尻と申所瀬伝へ入込、換ニ網式房ニ網打遣し魚見より手合仕
候所言痴痴無共聞出船乗候て、乾少網之中打過海上ヶ之躊ニテ御座候
得は、大赤味ニ付凡て後斗も御座候被存候。縮敷々ニ追過、其上網
席、彦左衛門船三尋斗さき候へ共、爭論ニ及不申、其儀相次、則少斗右
網ニ入候處は芦崎之者え亮弘申候。

一漁業之儀は前々より仕来、東は船橋濱境より西は水無瀬浜見通シ沖浦
山口ニ御座候。

一当浦之儀潮浦之由、芦崎より申候段、前々より潮水主差立、都て漁業一
偏ニ之偏所ニ付、端浦と中儀無御座候奉存候。

一先年平左衛門様・増田珍左衛門様諸々諸事御取調被成御運候篠、當
浦之儀被成御取調、諸連上御免前格申上候處、本浦ニテ諸漁一偏之場
所、諸事御免之儀御聞居届被遣被遣候。

一安永元年辰当年當浦吉右衛門之儀ニ付、翌已年當浦より願書指上候御聞居届相
済申候。

一同六年四月佐外記様、灘御通行被遣候、灘々役人共其村傍示境
之御迎ニ認出、告示坂之御見立申上候様、御役所井大庄屋より被仰候。
則東は船橋境之御迎ニ認出申上候處、大庄屋被致御披篠、夫より夏泊浦
え御人被致漁業之儀御取調被遣、則東は長尾より西は御座裏門見通海上
當浦假分ニテ相應、潮浦之儀は船橋濱木西より泊浪木東之漁業仕候狀
其外蛭網・笊網・かます・網・錦網等諸漁一個無高ニテ海役等も無御座
相應候故申上候處、海役前々より無之儀と御尋被遣候ニ付、由緒御座候
て御免、則東は加路浦杯も御免之由承後段申上候處、林喜太兵衛様・山

崎善内様を以、海上漁業基準船法・浦法之儀御法之通相守候様被仰渡難
有奉候。夫より芦崎え被遊御申候ニ付、當浦御申候處之御見立申上
候所、傍示候ニて大庄屋より村役人共え相仕候様被申候ニ付、村役人
共相仕候申候。

一 天明八年御造見候御船被渡候節、早申御船米子を相應候節、浦送り引船
被仰付、加路より浦津、同浦より船頭、同浦より見泊夫より泊り浦乞引
船差出候。爰て浦乞引儀ハ、前々より右之通相動、其後即早船早申御船
新造、米子表え相應候節も右之通相動、部て本浦御用相動申候。

一 先年流船浦米子付、御取調御座候節、番手之儀とは乍申本浦潮津庄
屋も御取調被仰付候。

一 鯛魚見山菖崎より当浦え相頼候ニ付、夏泊浦分領お富山え菖崎魚見も上
り、当浦魚見も上り、前々より御合漁業仕、西の方は青森村領分丸山え
当浦魚見芦崎魚見も振り申候て漁業仕見先勝の儀は、先年被仰附置候

得共、芦崎之儀は打勝申候て是名御合漁業仕候所、当六月夏泊浦御漁
業共御差留被造候様、芦崎村より奉願候出、治り御役所様より被仰聞
候。兼て夏泊之儀は無高之裏所、かまど四拾九軒人數式百拾五人之者

共、前々より漁業一権渡世仕居申候所、貧村之儀余餘充可仕様無御度、
殊近年不當仕当日を送來及詔命候程之仕合、難極至甚仕居申候所、素浦
ニ不被仰付候得共本浦之儀ニ付、御水主御用被仰付、何卒御押借水式

抬五石宛被仰付、御影を以當中ヲ凌難有仕合奉存候。然ル所、漁業御差
留ニ相成候ては村中一括及縦合ニ申上候。何卒御慈恵ヲ以、諸御諸道

共、前々之通相動申上候様被仰付被為遣候ハ、村中助命仕難有仕合奉存
候。御節時柄奉懸御苦勞候成、重々奉入候得共、此段貢宣御聞届之上

本幕差上候様奉願上候。以上

文化九年申ノ二月日

夏泊浦年寄

久米三郎

久米三郎

久米三郎

久米三郎

久米三郎

久米三郎

久米三郎

久米三郎

久米三郎

同村庄屋

久米三郎

本村朝洋年寄

常七

周三郎

周三郎

周三郎

右之通御理申上付ニ付而書付指上申候以上

古沢 嘉兵 衛

鷲田 勲右衛門

◎

古沢 嘉兵 衛

美浦五郎左衛門様

農田 美右衛門様

印

佐恐海士又兵衛申上候口上覽

慶安式年十月十七日

能登國輪島市

◎

能登國輪島市

◎

庄屋 忠三郎
（『鳥取県史』より）

(うらやま)
右表書里申所 弥被送吟味歩數千歩可被相渡け也

寄合所印

古沢 加兵衛殿

鶴田 勤右衛門殿
箕浦五郎左衛門殿

資料5

御諸申註文之事

一此の節煎海星千枚出方御札しの為 羽倉権九郎平戸へ御起し、老州下

請けの儀も一統許可に相成候。然る處、八幡浦の儀は御承知の通り去

る卯年以來請負高等も餘計に相増し、より見込み追ひの儀ゆべく、年々

減少仕様。然る上は此の節に行当り、申分けの手段出来兼ね候にて付、各

様御内儀の上毛下請けの儀は相外し度機り長崎会所役木原甚三郎殿へ申

立て候處、則ち権九郎様御詔書きに達し、頗るの通り御指外しに相成候。

依之、老州一千石抱請負高老万六千斤に今十斤を御増し、都合老万七千

斤、並煎海星請負高八百斤、各種御請けに相成候處相達御座無く候。然

る由も八幡浦の儀は隔道の場所にて手配等御届き兼ね候時合ひも御座有

る可く候に付、右下請け御手先き同前、御内分私引請け申候。左候得ば

已來の儀は勢々指しまり、出稼仕度、右御運負ひの内三千石百斤定は

八幡浦の見込み、同八百斤に今三百石を増し印通寺油出稼ぎの積

り、都合四千三百石を高、並煎海星三百斤右斤高御目當の為被仰付

候間、御請負ひ申上候。尚ほ此の末行屋き造々出増し、御手當てにも相

成り、少々も油断無く及心の精々相勧み可申候。最も手許に於て聊か不

堪の筋御心附も御座候はゞ如何相共被仰付候。仍て御諸書類付件。

資料6
乍恐事付ヲ以奉願上仰

長崎儀物方御用干砲、私共浦々御請高八拾斤 每年納米廻所 北海荒海ニ

而、讓者船松底 其上手立方手刷不申 出来方請敷ニ付別應有之 年々差

返シニ相成難波仕候 元来認過様の前名 浦人共不刷ニ御座候 依之海上

難波仕候ハ、退々漁事も相違々可申上奉候候付 墓前國々高士老兩人相招

浦人共江習せ 右難波仕候ハ、儀物方御用追々出精武仕度 初詣浦人共助流

ニ也可相成候處、右世話方 波根東浦勇石衛門へ相願申度奉存候間 御勤弁

ヲ以右御願申上通り御免被仰付被下置候様 流方一同奉印ヲ以奉願上候
以上

文化三十一年

月

波根東浦長 達右衛門

梅浦浦長 喜 七

久手浦長 樹 六

鳥井浦長 廣 蔵

和江浦長 優 八郎

魚津浦長 三右衛門

大浦長 勤左衛門

波根東浦世延人 勇右衛門

(浜田市立図書館蔵)

御役所

上野四郎三郎様

小田徳左衛門
八幡印通寺西浦請人

寛政十三
西二月

老州儀物取締

文政五年三雲南小路発掘記録の新資料

——青柳種信宛て児玉琢の書状について——

塙屋勝利

じ内容をなす種信自筆本は他に二種類が知られている。一つは「三

雲古器圖考」（文政五年壬午初秋）であり、これは同じ怡士郡の井原鐵
溝で天明年間（一七八一—一七八八）に甕棺墓から発見された遺物に
関する「同郡井原村所穿出古鏡図」（文政六年四月）と、今津の督顧
管玉、ガラス壁を副葬した甕棺が発見されたことは、筑前の国学者
青柳種信が残したいくつかの著作によって周知されている。

それらの中で現存するものは、当館で収集している約二〇〇〇点
の青柳種信関係資料⁽¹⁾中の「筑前國怡士郡三雲村所穿出古器圖考」（種
信自筆本、文政六年初秋、以下「圖考」と略す）一冊、銅鏡と銅戈図二枚
（文政六年癸未夏五月 日）とを合せ、「鏡國古器圖考」（以下「略考」と
略す）の題が付されている。この種信自筆本は戦前まで福岡県立図
書館に保管されていたが、一九四五年六月一日の空襲で焼失した。
もう一つは「筑前國怡士郡三雲村古器圖說 全」（以下「圖說」と略
す）と題した文政六年初秋の種信自筆本であり、三雲南小路と井原
鐵溝を一つにまとめたものである。原本はかつて黒川真道氏が所蔵
していたが、一九一二年九月の関東大震災で灰燼に帰した。これら
直氏によって詳細な報告がなされている。なお、「圖考」とほぼ同

二種類の種信自筆本は、これまで刊行された影写本等によって知ることができる。

出土品の中でも残されているのは有柄式鋼劍一口と、連弧文清白統一面のみであり、福岡市の聖福寺に伝えられている。文政五年の発見地点については、「一九二三（大正十二）年に中山平次郎博士によって推定が行われていたが、一九七四年から一九八一年にかけて福岡県教育委員会が実施した三雲地区の発掘調査でその正しさが証明されている。この調査では、文政五年発見の聖福寺の墓塚（「号聖塚」）と、多数の銅鏡片、金銅四葉座飾金具、ガラス壁、ガラス勾玉・管玉などの残余の副葬物が発掘された。さらにこの墓域と隣接して二号聖塚が検出され、多数の銅鏡、ガラス製垂飾、硬玉製勾玉、ガラス勾玉などの副葬品が出土した。

このような三雲南小路遺跡の内容は、弥生社会を研究する上できわめて高い考古学的価値を有しており、学史上青柳種信の業績は高く評価されるべきであろう。前述のように、文政五年発見に関する資料は種信自筆の記録に限られ、それはすでに公開されている。ところが、現在整理を進めている当館所蔵の種信関係資料の中に別種の資料が見つかったので次に紹介し、若干の検討を加えたい。

一一

資料は「青柳種信関係資料目録」（一八九〇年）の書状（國版）で、筆跡とその内容から児玉琢が種信に書き送った書簡と断定できる。縦一四・八、横四三・九の楮紙に書かれ、紙がはがれて後欠

となっている。当館所蔵種信関係資料には後に続くはずの紙は発見できず、おそらくは当館入手以前に失われたものと考えられ、資料の重要性から非常に残念というべきである。

差出人の児玉琢は青柳種信の門人で、「改正原田記」本編八巻附錄二巻、「原田記」の著者として知られており、一七七三（安永二年三月二十五日）怡士郡王丸村に生まれ、一八一九（文政十二）年に五十七歳で没している。代々原田家の家臣で、「文化十四年分限帳」によれば、無足組十二石四人扶持であった。諱は琢、字は成器、文吾と称した。一七八八（天明）年三月七日に福岡藩西学問所（甘棠館）に入学、一八二一（文政四）年四月十八日に青柳種信の「筑前國風土記拾遺」編纂の手伝いを命ぜられ、一八二八（文政十二）年七月十六日に自筆稿本二十三巻を種信に提出している。次にこの書状の軽文を紹介する。

三雲村江麗越 此筋掘件品 致

詮儀い処 去三日初而掘出い分ハ

先日役所在差出置け 昨九日ニ

掘上い分ハ 明十二日役所江

持出い答ニ付 持出い役人

貴宅江麗出い様申候置け

直ニ御問合被下度い 先有増

左ニ書記印

村方より指出之略

一錢一本 今の大鎌之様也 銅の

神物と見ゆる

但 壱本ハ三ニ折

一全鎌五ツ 損無之

一破鎌 百七ツ

但シ 全鎌武拾七と相見付

一土瓶二 口径 細尺

毫尺八寸

三尺二寸

深サ

(後久)

三

この書状に記されているのは、三雲南小路から掘り出された遺物に関する内容であり、書かれた日付は文政五年一月一〇日と考えられる。種信が「略考」を著したのが文政五年初秋であることが、三雲南小路に関する最も早い時期の記録といえる。きわめて短かい記述であるが、種信自筆の内容を補強する文言もあり、從来の種信資料と比較検討してみよう。

発見の状況

種信の「略考」には二月一日に銅劍、銅鋒（実際は銅戈）、朱入り小壺などの棺外副葬品が発見されたことを記し、郡庁に届け出た

後、郡命によつてその下の合口櫛棺を掘り上げた日付には触れていない。児玉琢の書状には「以下『書状』と略す」、最初の発見が二月三日であり、その時に見つかった遺物は役所（おそらくは怡土郡役所）に提出されていたこと、二度目の発見が二月九日であり、出土品は二月一二日に役所に提出する予定であることが書かれている。このことから、三雲南小路の発見遺物は一括して怡土郡役所に提出されたことが知られる。聖福寺所蔵の銅劍と銅鋒がどのような経緯で同寺に伝えられるようになったか不明であるが、前者が二月三日発見分、後者が二月九日発見分であり、郡役所に保管された出土品が何らかの事情でその後散逸してしまったと思われる。この「書状」にも種信の著作にも発見者の名前については記されていない。

けれども「福岡県地理会誌」卷一百四十一の三雲村の条に、

「(前略) 文政五年壬午一月、村民、三苦茂八、細石社ノ西半町、

田間ノ土中ヲ穿テ、白銅鏡三十五枚、大鏡一枚、徑九寸餘、銅矛三本、銅劍一口ヲ掘出セリ、銚ハ二ツノ縄の中ニロヲ合模アリ、矛劍ハ外ニ在銚背ニ銘アリ、一枚ハ隸文四十字アリ、其餘ハ字体小篆且破裂シテツ、カス、或ハ紋ノミニテ銘ナキモノ多シ、西土漢魏以前ノ物ト見ユ、上代貴族ノ人ヲ葬リシ地ナルヘシ (後略)」

という記事がある。この文の構成は、種信編纂の「筑前國桃風土記拾遺」と共通しているが、「三苦茂八」という発見者の名前は初出である。「國考」に記す発見地は、三雲村の農長清四郎宅の南隣で同人所有の畠であった。清四郎は三雲村の庄屋で三苦姓を称していことがあることから、茂八はその縦故の者である可能性が考えられよう。

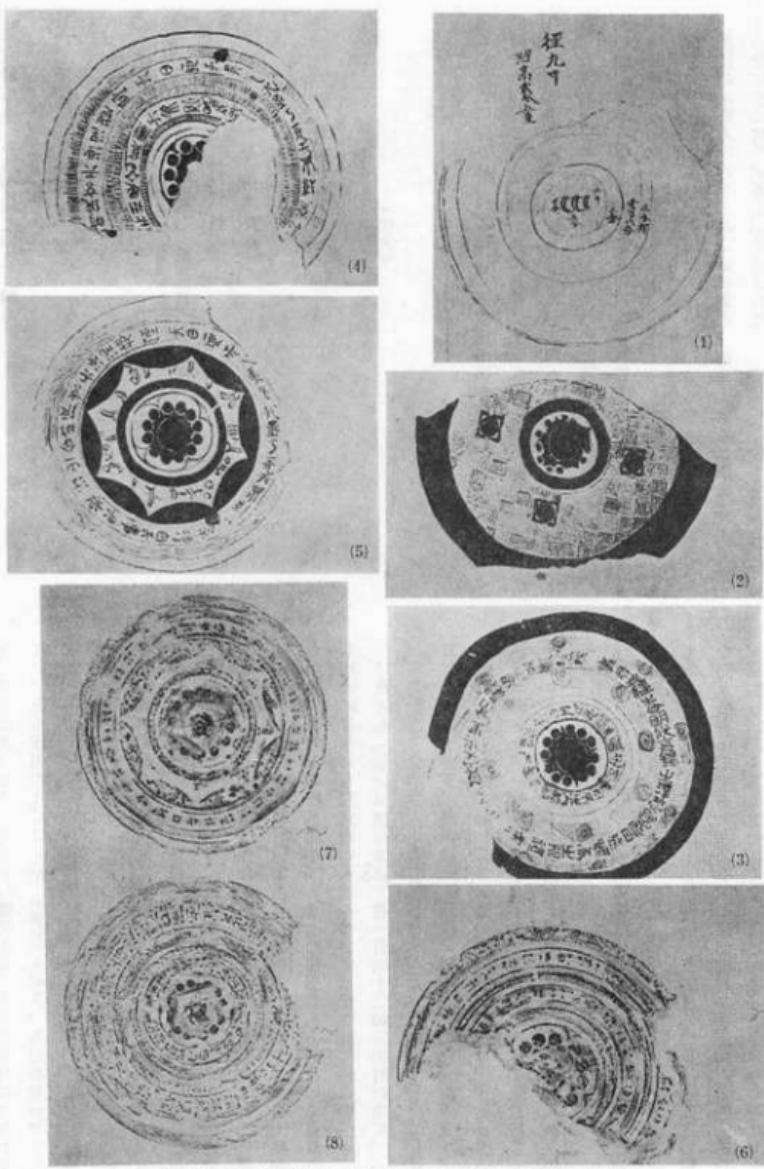


図1 文政五年発見の鏡 (1)～(5)は『略考』の図、(6)～(8)は当館所蔵拓本

九州大学教養部玉泉館所蔵の「三吉文書」⁽¹⁾にも清四郎の名前は認められるものの、天明四年の金印発見に関するような届出文書（いわゆる「百姓甚兵衛口上書」）は現在まで発見されていない。

出土品



図2 型福寺所蔵白清文弧連弧鏡

二月九日に発掘され、一二日に郡役所に提出する予定の「村方さ
指出之略」は、鏡二本、全鏡五つ、破鏡百七つ、土瓶二となつてお
り、合口甕棺と棺内副葬品である。但し、種信の「略考」等に記さ
れているガラス壁・勾玉・管玉については触れられていない。最初
の二月三日に発見された遺物は棺外副葬品と考えられ、銅劍一、銅
戈一、朱入小壺一であり、「略考」の図と当館所蔵資料（図版2の1）

に銅劍と

銅戈の具

体的な形
状が描か
れて い
る。「書
状」に記
す二月九
日発掘の
棺内副葬
品の内、
鏡は中細
網矛のこ
とであり、「但 壱本ハ三ニ折」という記述も種信の図に正確に描
かれている（図版2の2）。ところが鏡と甕棺については新しい事実
が含まれていると考えられるので、少し立ち入ってみよう。

鏡

児玉琢は「全鏡五つ損無之 破鏡百七つ但シ全鏡式拾七と相見
候」と種信に報告している。これは琢が実際に鏡を検分しての報告
であるから信憑性はきわめて高いといえる。これによれば、破損し
ていない完形鏡が五面、破鏡一〇七片でそれら二七面分と判定
したという内容である。これを種信の著作と比較すると、まず鏡の
总数については「略考」「図考」とも「大小三十五面」、「都合三十五
面」としている。けれどもそれらをきちんと分類した記述では、①
九寸で背文が無く、圓三面をもち縁が薄く青緑色のもの一面、②径
六寸三分で雷文をもち、縁が薄く青緑色のもの一面、③径五寸五分
で圓圓七重があり、第三圓と第七圓に銘文があるの一面、④径五寸
三分で純緑色、九圓で背文重圓と第五圓に二重の銘文があるもの一
面、⑤径六寸のもの二面、⑥径五寸九分のもの六面、⑦径五寸四分
のもの四面、⑧径五寸三分のもの十四面となつており合計三〇面に
しかならない。すなわち、①は三弦鏡重圓彩面鏡（図1の①）、②は
四乳雷文鏡（図1の②）、③は重圓斜角雷文帶精白鏡（図1の③）、④
は重圓清白鏡（図1の④）、⑤以下の二六面は連弧文鏡であり、その
内一面が「略考」に図示され、聖福寺に伝えられている（図1の⑤、
図2）。この鏡の直径は一六・四cmであり、⑦の径五寸四分のもの四

当館所蔵の拓本は三面分であり、後藤直氏が報告したように⁽¹⁾、a鏡(図1の④)が⑤と同一鏡、b鏡(図1の⑥)とc鏡(図1の⑦)は「略考」の図とは別の鏡である。b鏡は重圓清白鏡で鏡帶は二つあり、二重の鏡帶をもつ鏡は③と④を合わせ三面となる。これは「略考」の「二重の鏡あるもの此ノ二鏡のみなり」という記述と矛盾するものであるが、復原直徑一六・四寸は五寸三分となり、⑥の十四面中一面に分類された可能性が考えられよう。c鏡は直徑一六・五寸の連弧文清白鏡で、聖福寺所蔵鏡と同じように、⑦の径五寸四分のもの四面中の一面と考えられる。

福岡県教育委員会が実施した三雲南小路遺跡の発掘調査では、文政五年発掘の掘り跡(号御櫛裏の裏)から多くの鏡片が検出されている。それらを分類整理した柳田康雄氏によれば、「略考」の図と接合できるのが、三弦鉄重圓彩西鏡(図1の①)、四乳雷文鏡(図1の②)、重圓斜角雷文鏡(図1の③)、連弧文清白鏡(図1の④)、聖福寺所蔵鏡(図1の⑤)の四面分で、当館所蔵拓本ではa鏡のはかにb鏡がある。残りの鏡片は、連弧文清白鏡片一二、重圓清白鏡片一、清白鏡片三、緑片八、鉢二があり、文政五年の発掘が相当荒かつたことが知られる。

「略考」と「図考」とは、別の項で「恨らくハ掘出せし時に、未鏡に碎かれて百余片となり、僅に全き物二・三面のみ」「はじめ此鏡を掘出たりし時に、諸人駆て競取るに、手に従ひて悉く碎けたり。後二ハ両手にのせて静に取上で、地に置しかば碎る事なかりしと云。土を免せし時は銅質柔軟にして碎易し、取上で静に地に着し置

ねば、漸く硬固になりしといへり。」という村民から聞いた鏡の発掘状況を記している。これらの記述から、種信が実際に検分した鏡は「百余片」であって、「書状」に記す「破鏡百七ツ、但し全鏡二十七と相見候」のものと考えられる。「書状」の「金鏡五ツ損無之」は、百七片の鏡とは別の破損していない完形鏡と解されるが、種信はこれについては見なかたと思われる。これは「略考」の図にも当館所蔵の拓本にも完形鏡が認められないことからもうなづけよう。

したがって、文政五年に発掘された鏡は、二・三面の完形に近い鏡を含む三十面と完形鏡五面とすれば、都合三十五面となって總数は種信の記述と一致する。また、「略考」にはあって「図考」では削除されている「又古鏡四面」という語みは、検分していない別の鏡をさすものであり、「書状」にある「全鏡五ツ」とも考えられるのである。種信が「略考」の「三雲古器圖考」を著わしたのが文政五年初秋であり、二月一二日に郡役所へ提出されたはずの出土品を検分するまで一定の期間があったことが考えられる。その間に完形の鏡五面は何らかの事情で散逸したのではないだろうか。

塵 檜

「図考」に記す塵檜の形状は、「大甕二口其口と口とを会て横臥しめてあり。(中略) 其壁厚一尺許、深三尺余、二口ともに同じ程度に碎かれて百余片となり、僅に全き物二・三面のみ」「はじめ此鏡を掘出たりし時に、諸人駆て競取るに、手に従ひて悉く碎けたり。後二ハ両手にのせて静に取上で、地に置しかば碎る事なかりしと云。土を免せし時は銅質柔軟にして碎易し、取上で静に地に着し置

とがわかるが、大きさについては抽象的である。「略考」には朱入小壺と甕棺と思われる図が付されている。しかし、甕棺の方は二条の凸帯が描かれているものの、全体の形は瓶のようであり、種信の觀察によるものとすればきわめて稚拙な図というべきである(図3)。

「書状」には甕棺を「土瓶」^二としているが、具体的な寸法が書かれてることは重要である。すなわち、口徑鱗尺一尺八寸は約六八・四cm、深さ三尺二寸は一二一・六cmとなり、上甕・下甕ともほぼ同じ大きさと思われる。

一九八一年に福岡県教育委員会が行なった三雲南小路地区の発掘調査では、この甕棺(一号甕棺)の細片が発掘されており、口縁部の特徴から弥生中期後半の型式である。隣接して発掘された二号甕棺は同形同大の甕をもつた

接口式の合口甕棺である(図4)。

4. 上甕は底部付近を欠損し、復元器高は一二一cm、口縁外径八三cm、口縁内径六五cm、胴部最大径八七cmを測る。口縁部は少し傾斜をもつて字形を呈し、胴はやや膨みをもち口縁から五〇〇~六〇cmの付近で最大径となる。口縁下に断面台形の貼付凸帯が一本、胴部最大径より下位に

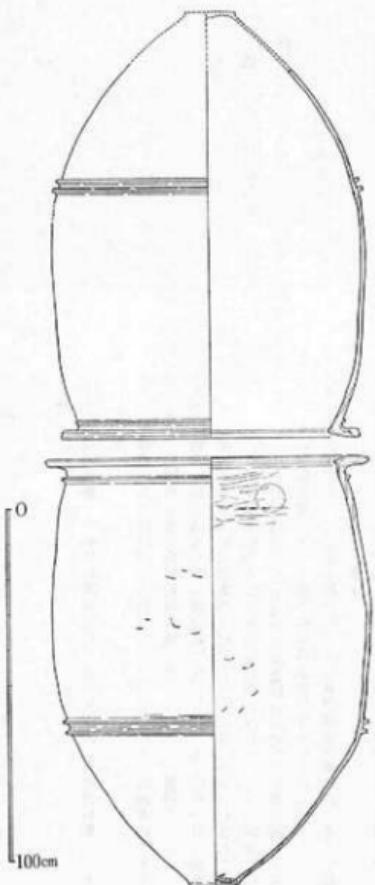


図4 一号甕棺実測図(註5文献)

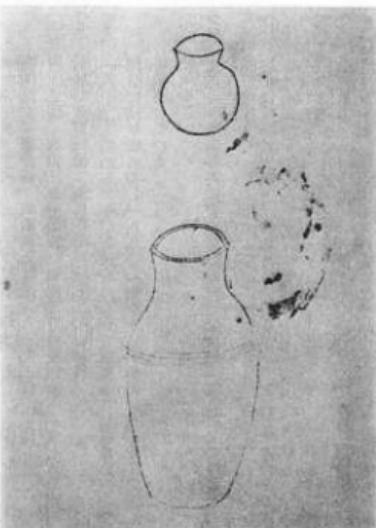


図3 「略考」の土器図

断面の字形凸部をめぐらす。下部は器高一二二〇、口縁外径九〇

四、口縁内径七一四、胴部最大径八九四の大きさで、口縁部は上部

平坦面に丸味をもつて逆L字形を呈し、口縁下に一本、胴部最大径の下位に二本の凸部をめぐらしている。この腰鉢は飯塚市立岩遺跡一

〇号腰鉢と同一型式とされるもので、弥生中期後半の年代が与えられる。

これらの所見と「書状」の記述を比較すると、「口縁」を口縁内径を指すものとすれば、二号腰鉢の下縁に近い数値となり、器高もほぼ同じである。したがって、一号腰鉢は大きさ・型式ともに二号腰鉢に近似するものであり、種信が残した図は伝聞によって描いたものと考えられよう。

四

これまで検討したように、児玉琢が青柳種信に宛てた書状は、文政五年の三雲南小路発掘直後の記録であり、内容的にも種信の諸著作を補い、資料的価値は少くない。特に鏡については新しい事実が含まれており、種信の記録では知られない他の五面が存在した可能性を示している。これは種信の記述自身に認められる矛盾との検討の結果によるものだが、今後さらに追及すべき問題でもあり、先学諸氏の御批判、御教示をお願いしたい。

本小文を草する契機となつたのは、当館所蔵青柳種信関係資料の整理・研究に携わってきた九州大学文学部学生麻生善三氏の御教示によるもので、資料の解説にあつては高田茂広氏の御指導を得

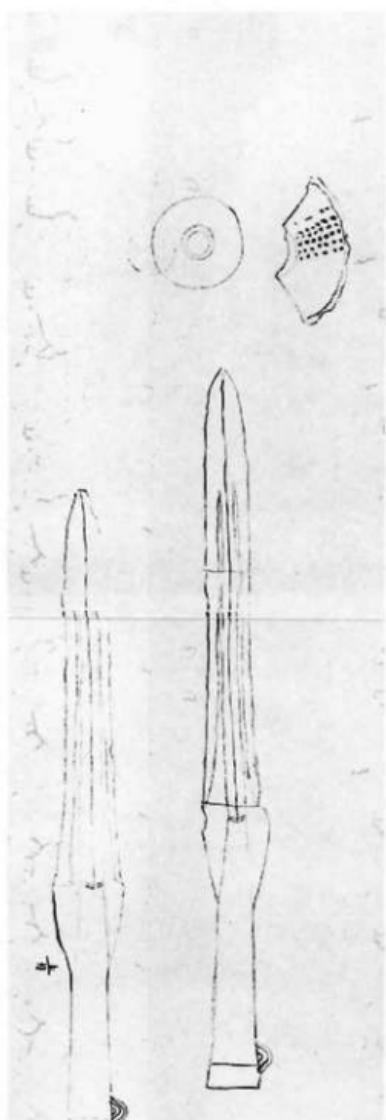
た。兩氏に深く感謝するものである。(一九八六・一・一四)

註

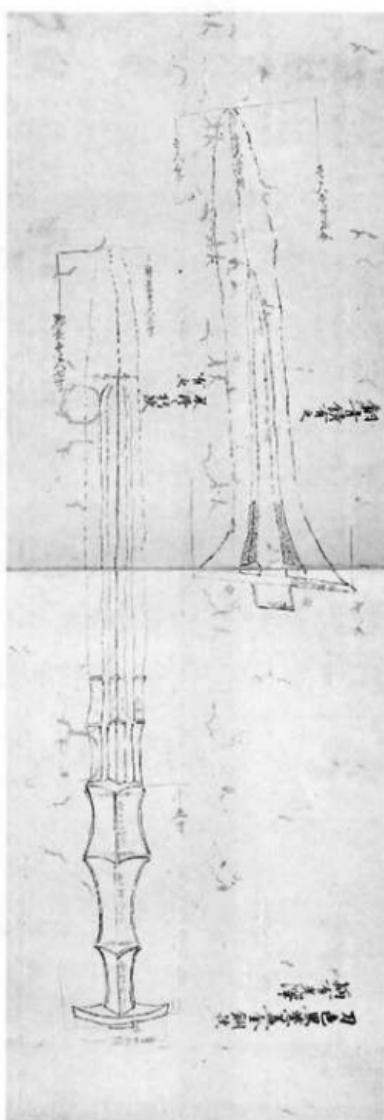
- (1) 吉良国光編　青柳種信関係資料目録　福岡市立歴史資料館　一九八六年
後藤編　青柳種信の考古資料　一三雲南小路と井原鏡井に関する資料
(2) 一　福岡市立歴史資料館研究報告五　一九八一　福岡
(3) 「略考」は鹿島九平の「銘之記」を付し、一九三〇年一月に森本六郎の解説をそえて福岡市東西文化社より限定五〇部が刊行された。一九七六年に文献出版からこの複刻版が刊行されている。「因説」は一九三〇年八月刊行の「筑前須玖史前遺跡の研究」(京都帝国大学文学部考古学研究報告第十一冊)に写真版が付せられている。
(4) 中山次郎　三雲南小路に於ける特殊埋蔵物発掘地点　考古学雑誌十
三九一九二三　東京
(5) 稲田康雄編　三雲南小路地区編　福岡県文化財調査報告書六
九　福岡県教育委員会　一九八五　福岡
(6) 福岡県立図書館編　筑前郷土誌解説　一九三三　福岡
(7) 井上忠編　黒田三藩分限帳　福岡地方歴史研究会　一九七八　福岡
(8) 糸島郡教育会編　糸島郡誌　一九二七　福岡
(9) 一八七二(明治五)年、新政府の命令で廃止された官職の地誌で、福岡県は同年に着手し一八八〇(明治十三)年に一五〇冊を完成して国に献納している。
(10) 註(4)
(11) 九州大学附属図書館教養部分館編　玉泉館所蔵三古文書目録　一九七二　福岡
(12) 従来は重岡系文書とされたものであるが、発掘調査で接合する骨片が見つかっている。
(13) 註(2)
(14) 註(5)



青柳函信宛光玉珠書狀



2. 銅矛、壁圖



1. 有柄式銅劍、銅戈圖

福岡市立歴史資料館研究報告総目次

第一集 一九七七年三月

腕輪二點.....三島格

考古学・柏屋平野
—新発見の銅型と鏡の紹介をかねて—下條信行

福岡城の青柳種信の研究(1)
—その年譜的系譜—筑紫行

國学者の青柳種信の研究(2)柳田純孝

諸岡遺跡出土朝鮮系無文土器の胎土分析.....清水芳裕

野方中原遺跡の遺物(1)
—A溝出土の土器—

諸岡遺跡出土朝鮮系無文土器の胎土分析.....清水芳裕

野方中原遺跡の遺物(2)
—B溝出土の土器—

國学者の青柳種信の研究(1)
—治道を継ぐ人脈—

第三集 一九七九年三月
建築紫島格

佐藤本「豊前・筑前其他出土考古品図譜」解題
.....筑紫島格

國学者の青柳種信の研究(2)
—福澤諭吉日記—

第三集 一九七九年三月
建築紫島格

國学者の青柳種信の研究(3)
—福澤諭吉日記—

第四集 一九八〇年三月
建築紫島格

「豊前・筑前其他出土考古品図譜」の関連および追加資料.....三島格

人面付銅戈——人面と鉄かけ——

再発見された「大山文書」

筑前國怡士庄王丸氏について

吉川藤後

——福岡市立歴史資料館蔵「王丸文書」の紹介をかねて——

吉良國光

第五集 一九八一年三月

青柳種信の研究四

——竹崎季長頌功給詞——

吉良國光

青柳種信の考古資料(二)

——三室兩小路と井原鏡清に関する資料——

吉良國光

旧下原郡・夜須郡出土の鏡二面

吉良國光

——山田正修氏資料——

吉良國光

第六集 一九八二年三月

山崎文書と箱崎浦

吉良國光

能古島白鬚神社の宮座

吉良國光

福岡市八田出土の銅劍鋒型

吉良國光

——資料の編纂——

吉良國光

福岡市歴史資料館が保管する鏡の鉛同位体比

吉良國光

第七集 一九八三年三月

浜崎浦著右衛門のルソン島漂着事件について

吉良國光

近世飯盛神社の年中行事

吉良國光

佐々木哲哉

吉良國光

高田茂哉

吉良國光

馬源久

吉良國光

佐々木哲哉

吉良國光

高田直哉

吉良國光

佐々木哲哉

吉良國光

高田直廣

吉良國光

直格

吉良國光

豊直

吉良國光

青柳種信の考古資料(1)

後藤直

第八集 一九八四年三月

高田茂廣 高田茂廣 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉

資料館における民俗資料収集試論

青柳種信の考古資料(2)

後藤直 塩屋勝 塩屋勝 塩屋勝 塩屋勝 塩屋勝 塩屋勝 塩屋勝

福岡市能古島の考古資料

第九集 一九八五年三月

高田茂廣 高田茂廣 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉

筑前地方の荒神と荒神祭り

近世の志賀島

高田茂廣 高田茂廣 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉

金印問題を中心にして

漢・魏・晋代における「藍夷印」の鉢形について

第一〇集 一九八六年三月

高田茂廣 高田茂廣 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉

筥崎八幡宮の神幸行事

氣前齋の系譜

高田茂廣 高田茂廣 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉

文政五年三雲雨小路発掘記録の新資料

——青柳種信宛て児玉葉の書状について——

高田茂廣 高田茂廣 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉 佐々木哲哉

執筆者

佐々木 哲哉 福岡市立歴史資料館嘱託

高田茂広 福岡市立歴史資料館嘱託

塩屋勝利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第10集

1986年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印刷 正光印刷株式会社
福岡市西区大字徳永877の1



